

第六十八回 参議院地方行政委員会會議録第二十二号

昭和四十七年六月六日(火曜日)
午前十四時四十分開会

委員の異動

六月五日
高橋 邦雄君 補欠選任 直治君

六月六日
高橋 邦雄君 補欠選任 高橋 邦雄君

出席者は左のとおり。

委員長 玉置 猛夫君
理事 寺本 広作君
増田 盛君
占部 秀男君
河田 賢治君

委員

片山 正英君
柴立 芳文君
高橋 邦雄君
原 文兵衛君
安井 謙君
神沢 浄君
小谷 守君
杉原 一雄君
上林繁次郎君
藤原 房雄君
中沢伊登子君

衆議院議員

修正案提出者 上村千一郎君

國務大臣

自治大臣 渡海元三郎君
國務大臣 中村 寅太君

政府委員

警察庁長官 後藤田正晴君
警察庁長官官房 土金 賢三君
警察庁刑事局保 本庄 務君
警察庁交通局長 片岡 誠君
警察庁企画調整 新田 庚一君
局長 大西 正男君
外務政務次官 藤尾 正行君
建設政務次官 小林 忠雄君
建設大臣官房審 小川 迪夫君
議官 皆川 清士君
自治大臣官房審 立田 清士君
議官 森岡 敏君
自治大臣官房審 宮澤 弘君
自治省行政局長 伊藤 保君

事務局側

常任委員会専門 員 伊藤 保君

説明員

外務省アメリカ 松田 慶文君
局安全保障課長 松元 威雄君
農林省農政局参 事官

本日の会議に付した案件

○地方自治法の一部を改正する法律案(第六十五
回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○地方行政の改革に関する調査
(交通行政等の当面の諸問題に関する件)

○公有地の拡大の推進に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○警備業法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委
員会を開会いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案(第六十五
回国会閣法第一〇三号)を議題とし、質疑を行な
います。質疑のある方は順次御発言願います。

○柴立芳文君 委員長から説明がありました。とお
り、やうこの問題が議題に供せられたわけであ
ります。六十五国会で内閣が責任をもって提案さ
れまして、衆議院は通過した、そして一年有余に
なっておりますが、その当時、参議院のほうでは
継続審査案件となつて今日に至つておりました。た
だ六十五国会で、参議院で継続審査案件になりま
した模様につきまして、けさほど質疑応答要旨と
いうのが配られたのであるが、これは私が勉強す
れば勉強できないことはないと思ひます。けれども、
その内容についていま読みましてもいろいろ
ざいですが、当時参考人も呼ばれておりました。私
ども地方行政委員会があるたびに第一項にこの法
案が掲載されておることも承知をいたしておりま
したので、私はもとより過疎地帯における農山村
の出身でありますので、また地方議会に長くおり
まして、この問題について関心を抱いておつたわ
けであります。しかし、国会における審議の内容に
つきましては、当時、私まだ国政に参画してお
りませんでしたので、その詳細については知るこ
とができなかつたのであります。前々からこの
議題を早く議題として提案されるであらうと考
えておりました。理事の方に、この議題になりま
したら質問をさせていただきます。ということをし
、それから本日議題に供せられました。その
間全国のいろいろなところから私どものところに

も、この法案の成り行きからいたしまして、早く
審議をしていただきたい、そして採決をしていた
だきたいという要望をいたしておるのであります。
私はその採決の可否は別にいたしまして、こ
れは委員会の問題でありますから、いままでの経緯
からいまして、特に私どもは、当初衆議院を
通過したとき、あるいは継続審査案件になつた
議になるだろうと考えておつたのであります。ま
た、私の申し入れに對しまして、調査案件ならば
いいんじゃないかというふうな意見も聞きまし
た。私はこの問題は当然第一番目に提案されてお
るので議題に早くなるものと考えておつたのであ
ります。ところが、私の予想は全然はずれたのであ
ります。こうなつた問題につきましては、よく私に
わからない点がございますので、まあ自治省とさ
れましては熱意がないのであらう、あるいはま
だ、この法案に對しては後退されたのであらう、
こういう疑念を抱かざるを得ないのであります。
そこで、何と申しまして、自治省は都道府県
や市町村の自治行政の総元締めである。そういう
ふうな議案に對して一応私も新人に對しても説
明をするのは当然ではないかという気がいたして
いるのであります。こういうのもきう回つてま
いりましたし、また、こういう法案に對しまして
も説明を一ぺんも聞いたことはないものでありま
す。そういう観点でありますので、この問題はけ
じめをつけておかなければならないと私は考える
のであります。したがって、自治省に熱意がない
のかどうか。そうしてまた、この書類を見ますと
いうと、この法案につきましては、地方制度調査
会からの意見も聞かれたというふう書いてござ
いますし、もちろん必要性があるので提案され
たものと確信をいたしておりますが、本法案は結

定になりはしないかと、こういう御心配のもと
御質問もございました。これらに對しましては、
私もそれはそういう御心配というものはないと
意味合いの御説明、御答弁を申し上げたわけ
でございます。

今回の改正に直接関連をいたしました御議
論は、おもなものは大体そういう点でござい
ますけれども、先ほども申しましたように、連
合というのは、性格としては一部事務組合の
性格を持ったものというふうな法律構成をして
おりますので、一部事務組合の制度自身につ
きましては、今回の改正の個々の条文には直
接関係はない部分につきましてもやはり幾
つかの御議論がございまして、簡単にこれ
を御紹介をいたしたいと思います。第一番目
には、現在の地方自治法の体系で、一部事
務組合の運営について必要最小限の規定を
法律に置いておまして、それ以外の部分につ
きましては、市町村の組織をいたします一
部事務組合につきましても、自治法の市町村
に関する規定を準用をします。つまり包括
的な準用規定が従前からあるわけござい
ますけれども、包括的に準用をすることは適
当ではないのかと、こういう御議論がござい
ました。特に準用規定の中に罰則規定があ
るわけでございますが、罰則規定の準用に
つきましても御議論があったわけございま
す。疑義を差しはさるる御議論もあつた
わけでございますが、当委員会、六十五国会
におきましても、法制局長官も、政府を代
表いたしまして、それにつきましても法律
的な説明をいたしておりますが、そういう
ような御議論もあつたわけでございます。

それからさらに一部事務組合自身の構成の
基本の問題といたしまして、一度一部事務
組合をつくりまして、今度は問題ではない
かと、脱退が不自由である、これは問題
ではないかという御指摘もございました。こ
れは、なるほどそういう御議論もあるか
と思うのでありますが、一部事務組合とい
うのは関係市町村の合意の上にできたも

のでありますので、やはりその構成団体
を要する場合には、すべての関係市町村
の合意が必要であるというふうに私ども
は考えておるわけでございます。

それからさらに一部事務組合の形成につ
きまして、現在の地方自治法の中に、市
町村の一部事務組合につきましてもい
わゆる強制設立の規定がございまして、
これにつきましても、こういう規定があ
るということ自身問題ではないか、ある
いは連合を強制設立させるのではない
かと、こういう御指摘もあつたわけ
でございます。この点につきましても
いろいろの見解があるかと思ひます
が、当時の自治大臣も、この点につ
いては法律論としてはいろいろの議論
があるかと思ひますので、なお検
討をいたしたいという御答弁を
申し上げたことを私記憶をいたして
おるわけでございます。

大体この法案につきまして六十五国会
を通じて御議論がございましたおま
な点は以上のとおりでございます。

そこで第二番目に、いままで継続審
査になってきているけれども、この連
合の制度というものが一体必要は
増しているのかそれとも減退して
いるのか、こういう御質問がござ
いました。私、当初申し上げたよ
うに、市町村が共同して総合的、計
画的に処理をする必要性というの
は追々ますます強くなつてきている
かというふうな理解をいたしてお
ります。したがって、一刻も早くこ
の法案の御審議を願ひ、御可決を
願ひ、とを私どもは期待をいたして
いるわけでございます。そして、そ
ういふ共同処理組織の整備の必要
性というの、私はますます増して
きているか、というふうな御申
し上げでよろうかと存じます。

それから第三番目に、この連合の制
度というものは一体どういふ地域
社会に對して適用しようと思つて
いるのか、過疎地帯と申すか、あ
るいは農山村地帯を中心として問
題が展開をされるのか、あるいは
それ以外の過密地域なり都市地
域に對してもこの連合の制度とい
うものが適用されるのかと、こ
ういふ御趣旨の御質問がござ
います。

私どもは、数年前から国と地方
団体が協力して進めております
いわゆる広域市町村圏の仕事とい
うものを円滑に進めさせるため
には、このような連合の制度が
ぜひ必要であるという認識を
基本に持つて御提案を申し上げ
ておるわけでございます。しか
し、この連合の制度は、いわ
ゆる広域市町村圏だけに適用
され、あるいはそこで活用され
ることを期待をいたしては
ございませぬ。およそ市町村
が総合的な計画のもとに共同
処理をするという場合には
このような仕組みが私ども
には必要であるかと思ひます。
したがって、たとえば都市連
合——都市同士が共同をして、
たとえば総合的な都市計画の
もとに仕事をやっていくとい
うような場合には、あるいは
最近のたとえばニュータウン
でございまして、あるいは
数カ市町村にわたりまして
一つの総合的な町づくりを
しているか、あるいは、現在
の一部事務組合の制度では
これは不便、不適切でござ
いまして、やはりこういう
市町村の連合の制度とい
うものを、そういう面にお
きまして今後大いに活用
していただきたい、また
活用されることを私ども
は期待をいたしてござ
います。

○衆立芳文君 いま行政局長の御答
弁は、自治省としては熱意がない
わけではない。なおまた、連
合のことについていろいろ前
国会における問題点を明らかに
していただけたわけであ
る。農山村の過疎地帯では
なく過密地帯につきま
しても必要性がある、こ
ういふ御答弁であつた
しからば行政局長とし
ては、一年以上たつて
いるのですが、そうい
うふうな連合に對する
いろいろの問題点、そ
ういふふうな地方自
治の根本に觸れる問
題、そういうふうな
問題について御議論
があつたとするならば、
その後、この一年間の
間にどういふような
措置がなされたかを
ひとつ伺ひたいので
あります。

○政府委員(宮澤弘吉) 先ほど申
しましたようにいろいろ御議論
があつたわけでございますが、私
ども政府当局といたしましては、御
提案当時最も適切であるという
判断のもとにこの法律案を作成
をいたしまして御審議をお願い
したわけでございます。したが
って、私どもといたしましては、
全体に格別な考え方というもの
につきましても、いろいろの御
議論がございましたけれども、
それについてこれをどうし
たらいい、ああしたらい
いという格別の意見を現
在持っているわけでは
ございませぬ。これは
ぜひ私どもの考え方
の骨格を国会でお認め
を願ひたいと思ひ
ます。ただ、先ほど
申し上げましたよ
うに、一、二点につ
きましては、当時
国会におきまし
て、当時の自治
大臣も検討を
お約束をした
点がございます
ので、そういう
点につきまし
ては内部的に
検討を続けて
いるわけござ
います。

○衆立芳文君 それじゃ、ちよ
っと大臣にお伺
いしたいと思
ひますが、こ
ういふ経過を
たどつてき
て、また自治
大臣は国会
対策として
は、自治省
としてはこ
ういふ鎖
断して多
極化にな
つてい
る地方自治
体を何と
かして新
しい方途
を取り入
れていき
たいとい
うことだ
と思ひ
ます。それ
に對して、
この一年
間の間に
自治大臣
として、
いろいろ
国会、ま
あ参議院
の中で、
こつち
ういふ
ふうな
こと、
すべし
いじや
ないか
といふ
ふうな
こと、
でもあ
つた
とす
れば、
そつち
ういふ
ふうな
点につ
いて
ひとつ
御答
弁願
ひたい
と思
ひます。

○國務大臣(渡海元三郎君) た
だいま政府の見
解をいたし
ましては、
いま行政
局長が述
べたとお
りござ
います。私
も本提案
、継続審
議になつ
ており
ます。こ
れが継続
審議にな
りまして
は、当時
国会対策
の關係も
してあり
ましたの
で、参議
院のとき
に特別に
お願いし
て継続審
議にして
いただ
いたとい
うふうな
点につ
きま
しても、
選挙前
の議会で
ございま
したが、
いまま
でにない
ようなこ
とでござ
います
が、あ
えて
継続審
議をお願い
したとい
うふうな
、時の
事情も
知つて
おります
ので、
ぜひとも
今国会に
おきま
して御
審議を
願ひ、
いまも
申し上
げました
ように、
政府

といたしましてはこの骨子で国会の御可決を賜わりたいところ存じておりますが、審議の経過等もこれあり、もし必要とあれば、私たちが前大臣がお答えしましたような点につきましては一部修正等もやむを得ないんじゃないかというふうな点、とにかくにも御審議を賜わりたいということとお願ひしておたのでございますが、今日に至ったような次第でございます。もちろん、その間、本年は特別に予算委員会が一月月延びました関係上私が出席することができない、その上に、なおわが自治省のどうしても時期的に期間を切つての必要とする法律の審議等が先行いたしました審議がおくれたのじゃないか、かように思いますが、ぜひこの法律案を成立いたしましたして、現在の広域行政の進展に伴つておりますところのあり方で、現在の事務では、地方自治体にとりまして迅速、効果的な行政効率をあげる上において十分と言えない点もあらうと考えますので、十分な効率をあげるために、一日も早くこのような法案の成立いたしますことを政府としては熱望し、委員各位にひとつ御援助のほどをお願いしたい、かように考えておるような次第でございます。

○柴立芳文君 私、この法律案の審議については、自治省は熱意があるんだけれども、委員会のほうの問題でしよう、こういうふうな聞こえないこともないんです。私も委員の一人ですから、結局私も責任がある、かように考えております。ただ地方自治というものは非常に多極的になり、広域的にならなければならぬということでは、だれでも承知しておると思うのです。特に公害に対する自然環境の問題が出てくる。保健衛生にいたしましても、だいたいこのごろは体内にいろいろな薬品が入つておるといふ問題も、これは避けて通るわけにはいかないと思ふんです。地方自治体といたしましては、そういうふうな非常に民衆の要望というものも多極的に出てくると私は思ふんです。そういう山積している中で、この法案の意味というものは、端的にいいますと、ぼくはいろいろ局長からお話がありましたけれども、あ

なた方が四十五年度から広域市町村圏ということとで予算化された、そういうふうな中で、この広域市町村圏の進展と並行して、従来の一部事務組合、地方自治法の第二百八十四条で運営されてい一部事務組合を地域の実情に応じて効率的なものと、地方自治体の意思がもしあるとするならば、その意思に沿つていくという方法を講ぜられたもの、それが連合であろう、こういうふうな私は端的に解釈をいたしておるわけです。その中にいろいろの異論はあるでしょう。しかし、その異論、こういう異論に対して対応していきたいというふうな具体的なものがないんじゃないかとぼくは言つておるわけです。したがって、そういうふうなことでありますから、この法案だけは一応何とかして審議していただく、そしてその合意に達しなければならぬいろいろな方法があるでしょう。

いま、ところで大臣にそういう観点からお聞きいたしたいと思ふのでありますが、今会期は十六日までです。地方行政委員会の今後の日程を、私は自民党の理事の方にちょっと見せていただいた。そうしますと、どうもこの法案につきましては、きょうで一応終わりたいというふうな考えられるわけですね。時間切れ、審議未了、廃案というふうな方向になるんじゃないかと私は予測するわけです。推定をするわけです。大臣はどう思われますか。そういう点について私の推定どおりだと思ひますか。

○国務大臣(渡海元三郎君) 私も国対関係をやらしていただいておりますので、そのような柴立委員御指摘のような状態、御質問の点はわからぬではございせんが、政府といたしましては、そのとおりでございまして、このことを答弁できないのが政府の立場じゃないか。あくまでも政府といたしましては、成立をお願いするのが私の答弁でなければならぬ、このように考え、お願いしたいと思ひます。

○柴立芳文君 さっきからの御論旨の中身、そのとおりだと思ふんですね。どうして私がこんな変

な質問をするかということにつきましてはおわかりだろうと思ふんですね。この法律案が、自治省自体で何か皆さんの中に異論もあり、いろいろ違つた意見もある、こういうこともいろいろな点で承知をいたします。しかし、そのことが、自治省はいまどうしてもやってもいい、解決さうなふうな努力が私は少ないんじゃないかというふうな気がするわけなんです。私どものところに、先ほども申し上げましたように、けさも監査委員の全国の会長がおいでになりました、あれどうなりますか、きょうは、ぼくは質問するんだけれども、どうも見込みがなさそうだと率直に申し上げておきました。というのは、きょうになつてこれ上程されたからと思ひます。それで私の質問の内容は、いまからそういうことであれば、私はそう推定しているものだから、少しこの内容について問題点があると言われるから、その問題点をさらに深く聞いてみたかったんですけれども、そんなことをしてしまつたら一人舞台になつちゃう、何の効果もないと思ひます。むしろ無意味ではないかと考え出したんです。だから、私はもう突っ込んだ質問はいたさないつもりです。しかし、どうしてもこの問題については、何とかしていまの実態、問題点は問題点として検討されまして、どうしても通していただかなければいけなんじゃないか。それは自治体の発展のために、その目的が多極化しているために申し上げたいわけなんです。

そういう観点から、次に大臣にお伺ひ申し上げます。地方財政計画もきまりました、膨大なものですね。これはたくさん借金を使ひまして、昭和五十年までかかるという償還計画もあるわけですね。そういうふうな非常に順調に日本の経済が発展した中で地方自治体の財政、これは一体的なものでありますから、そういうふうなもの、これは非常に大きな坂道にさしかかつておるといふことでしょうか。そうして、なおまた地方自治体の実態というのは、非常に民衆、大衆の要望というものは多極化されてきた、

またそういう環境にあるわけですね。そこで、いままで日本の経済がこういうふうに進んできて、たとえば総生産にいたしましても非常に進みぐあいだ、それだから、そのことはまあ工業立国というふうなことから人口の移動が始まつてくることは私が申し上げるまでもないことなんです。そうしますと、農村村における過疎の問題あるいは工業地帯における人口過密の問題、これは必然的に何人か想定したよりも日本の経済が早く伸びてきているから、そういうふうになつてきておることはこれはいふまでもないと思ふんです。その中で地方自治体の運用を、自治法の改正を伴つて、自治省はいままではそういう現象に追従と申しますと失礼かもしれませんが、そういう現象、過疎ができたから過疎の振興法案を出そう、そういうふうな形だと私は思つております。しかし、今日非常にそういうふうなことが急速に進んだので、公害の問題もあわせてたいへんな問題になりつつある。それは従来の地方自治体の運用とかそういうふうな面において非常に変わったものが出てくる。そういうふうなものを大体的にとらまえて、地方自治体のあるべき姿というふうなものを検討されておりますかお伺ひをいたしておきます。

○国務大臣(渡海元三郎君) 過疎、過疎の問題は、私の今国会にあたりましての所信の中でも触れさせていただいたのでございますが、急速に変貌する社会、経済情勢の変更に伴う自治行政のあり方として、これは最も大きな問題としてとらまなければならない問題であるというふうな考え、予算等におきましても、重点的にこれに対処するための予算を組まさせていただきましたことは柴立委員よく御了承賜ふこととでございます。なお今日、経済圏の広域化におきまして、従来から進めてまいつております広域市町村圏の運営をいよいよ拡充していくということもこれは非常に重要な問題でなかつたかと考え、また今日まで議員立法を得まして進まさせていただきましたのであります。

過疎対策の問題も、五カ年計画がやっと中間年度である第三年の年次に立ち至っております。この五カ年計画は、計画そのものは、私は予算的措置におきまして、計画どおり五カ年で解決し得るという自信をもってお答えすることのできる程度にまで進んでおります。ただ問題は、これだけの計画でほんとうに過疎が解決するかどうか。私は、この点が非常に問題であり、中間年度であるところの本年度において、ぜひとももう一度過疎対策の根本に返って、府県並びに関係市町村で御検討を賜りたいと思ふようなことを考えておりますが、この過疎対策の根本の中に、いま、このし指定を完了するところの広域市町村圏の中であわせて解決していただいて初めて解決し得る問題でなかろうかということも考えまして、過疎対策の一環として、そういうふうな点もあわせて広域市町村圏で考えていただきたいと、こういうふうな指導の推進をお願いしておるような次第でございます。

なお、過疎対策に対しては、財政その他につきまして、予算要望において、必ずしも私たちの問題、提案いたしました、要望いたしました予算を全部獲得することができなかったのをごいいますが、引き続きましてこの問題は解決にもつていかなければならない問題であると、今後ともに努力を続けてまいりたいと、かように考え、できれば過疎対策のような法案にまでできますようにぜひとも努力をいたしたいと、かように考えておるような次第でございます。その行政措置の一環といたしまして、この連合の法案、行政運営のあり方において効率的な運用を行なう意味において、ぜひ行政運営の効率化という点からも、この法案を成立いたしますことによつて広域的な共同処理というものの大きな前進がはかれるのじやなかろうかと、かように考え、提案をしてきたところでございますが、その意味からも、一日も早く成立をはからなければならぬと、このように考えておるような次第でございます。

○衆立芳文君 大臣のそのことをもう少し早く

聞きたかったわけなんですけれどもね、私は。そうすると、皆さんにお願いするんですけれども、どうもさつき申し上げたような、私の考えているような方向にいきそうなのですから、少しおそいんですね。だから、実は私の本籍の山村は非常に小さいところでございます、もともと七千五百ぐらいたつたんですけれども、いまは五千二百、三百しかおりません。二つ隣接市町村の一部事務組合——近いうちに四つくらなければならぬ実態であります。小さい、十四人くらいしか町会議員がおりませんけれども、そういうところにずっと行きますと、ほとんどの議員が一部事務組合の議員とならなければならぬ、こういう実態でございます。したがって、これは過疎地帯におきましては非常に深刻な問題でございます。付近の市町村長の意見を聞きまして、何とかしてくれと言われるんです。私は問題点があれば、その問題点に歩み寄っていくという方法を早くやってほしかったわけなんですけれども、どうもおそきに失しているように考えております。しかし、この問題は、このままほっておくわけにいかないと私は思うんです。しかし、そうすれば、どういう形でこういう問題をやるかという問題が出てくるんです。皆さん方は自治省として、これをやってくれとおっしゃったことが、どうも通りそうにない、そうすると、廃案になるとまた新しい観点でやらなきゃならぬでしょう。そうした場合に、やはり話し合いというものがうまくいくさうかどうか。そうして自治省の案というものが批判を受けているならば、その批判を受けている分を多少その話し合いによつて解決していく自信が行政局長ありますかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(宮澤弘君) いま、私どもの立場で、廃案を前提にしての御議論、お答えを申し上げますのはたいへんつらいのでございますけれども、まあそういう場合ということでお答えを申し上げますが、先ほどいろいろ御議論のありました問題点を私御説明を申し上げたわけでございます。その

中には、考え方の基本から、どうも私どもの考え方と違う立場の考え方もございます。そういうような点につきましては、なお私どもも検討はいたしますけれども、おそらく私どもの考え方の基本を覆えるわけにはいかないと思ひます。しかし、御議論の中には、御議論をされるに、なるほど私どももその理由については首肯できるといふような点もございますので、そういう点につきましては、なお引き続いて検討をいたしまして、大方の御了解を得られるような最大限の努力はいたしたいと思ひます。

○衆立芳文君 中身はもう御質問をいたしました。が、ただ、どうも経済の見通しというふうなことを考えての地方自治体の財源の問題、そういうふうな問題で非常に通産省あたりの、一部で考えられているGNPですか、国民総生産の推移というふうなことが想像されておりますが、私は、自治大臣、アメリカでいまの経済成長になるまでに五

という方向に変わっていかなくやならぬと思うんです。そうしますと、いまの自治省の考え方を、さらにそういう五十年、六十年に向かつて構想を練っていく必要があると思ひます。いまの自治体のやり方、発展の中で、だから、そういう面について構想をいろいろ考えて、地方自治法の進むべき方向というものが、いま広域市町村圏の場合についてはこういう方法がなされた。それはいわゆる初めてのことでございまして、このことは、そのことが挫折している。そして、さらに私はその様子が変わってくると思ひますから、そういう中でもう少し飛躍したことを考えていく必要はないかどうかということ、最後に大臣または行政局長でもいいですからお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(渡海元三郎君) 経済、社会情勢が急激に変化をいたしました。今日の自治体の行政運営をさらに長期的な面から根本的に考えていかなければならぬところになっておるのじやないか、いま、あまりこまかいことにとらわれ過ぎぬように、大まかにやられるような制度と、こういうことでございまして、財政面におきまして三千二百八十八の自治体があり、そのうち一応は税は取る、税の六〇％を国庫支出金、補助金あるいは交付税の形でいま還元して行政水準の維持をはかっているというのが交付税制度の原則になっておりますが、現在の交付税率で、はたしてふえていきますところの地方自治体の行政需要、財政需要をまかなうことができるかどうか。また、そのための行政運営のあり方につきましても、現在のようないくつかの規模でよいかどうか。広域市町村圏もそのためにつくられたものでございまして、これは、しかしながら国の国政の分野ともあわせまして、事務再配分の問題あるいは税の配分の問題等根本的なものにわたるんじゃないかと、こう考えております。しかし、いま衆立委員の御指摘になりましたとおり、それらの問題について、今日、真剣に考えなければならぬ時期にきておるこ

とは事実でございます。地方制度調査会の委員の任期を二年にいたしまして、これらの問題につい

て長期的な視野において御検討を賜わりたいというので特に法案をいま御審議をお願いしておるような次第でございます。当面の問題だけでなく、あわせていま柴立委員御指摘のような点を、長期的な展望に立つての御検討も委員各位にお願いいたしました。将来の地方行政の運営について支障なきを期してまいらなければならぬと、このように考えておるような次第でございます。

なお、前に、もっと早くその必要性を言うておつたら、いまやつたらおそいというおしかりを受け、まことに申しわけないのでございますが、私も、いま御激励の言葉をいただきました。もう少し早く柴立先生からその御激励のことを聞いておつたなればと思つてむしろ考えておるような次第でございます。

なお、資料等の点につきまして、きょうもあらうたということですが、これは委員会のほうでつくられた調査室のものでございますが、政府のほうは御要望がありましたら幾らでも資料も何しますの、またよろしくお願いしたいと思ひます。

○柴立芳文君　まあ、返しことばみたいに言われ
ますけれども、私は根本的に渡海自治大臣は非常
に地方自治に熱心だと思っておるんですよ。しか
し、この法案の取り扱いにつきましては非常に
に不満なんです。それはやはりこういう新しい
制度として出されて、去年から衆議院を通過して
いるんですよ。衆議院に対してもこれは失礼で
すよ。だから、採決してダメならだめでよかつた
んです。私は、そういうふうな、ことにいま委員
会の問題でしようけれども、大臣が決意があるか
ないかという問題に私は帰すると思うのですよ。
それですから、最善を尽くしてほしいということ
と、もしこれが審議未了になつて廃案になつたな
ら新しい感覚でひとつ練り直してほしいというこ
とを要望いたします。

以上でございます。

以上でございます。

○委員長（玉置猛夫君） 本案に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(玉置猛夫君) 地方行政の改革に関する調査のうち、交通行政等の当面の諸問題に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○杉原一雄君　六月一日の地方行政委員会において、特に昭和四十七年度において実施すべき交通安全施策に関する計画書、この中身の中核をなすのは人の命、つまり静かなる殺人としていわれておる交通災害、それを撲滅する、そのために交通施策を確立するということがこの計画の骨になつておると思います。そのことを中核に、骨にしなから、実はいま起こっている当面の問題として、横須賀——相模総合補給廠、その間国道十六号が走っている。その上を四十六・七トンもある米軍の戦車、それを積むトレーラー、合計五十一トン何がい、運転者を加えるという重量のものが国道の上を走っているという事実は、これは先般明確に認められたわけでありました。しからば、その側が、建設省サイド、交通取り締まりの警察庁こと、とりわけ米軍ということになりましたから外務省の見解等をお聞きしまして、はからずも三者がばらばらの答弁でありまして、私がもう以前に理事の皆さんなり同僚の委員の皆さんから、それはおかしい、だからすみやかに各大臣を呼んで、出ていただいて、その点についての意思統一、明確なる答弁を要求すべきだということになり、委員長にそのことを要請いたしました。当日は困難でした。そこで、きょうということになりましたが、いまここで委員部から案内をいただきましたと、外務省は大西政務次官、警察庁は片岡局長、建設省が藤尾次官、こういうメンバーでございます。最初に要請したメンバーとは——位の下を言うのではございません、やはり次元の高い政治的な問題であり外交的な問題でもあるわけでございますので、ぜひとも大臣の出席を要求しに次第であります。が、外務、建設当局から、大臣

の出来ないというその理由を明らかにしていただくと同時に、わずかの時間でございますから、十二時までの間やりくりしながらでも大臣に出てもらいたいと思いますが、各次官から、その点についての理由と努力の可能性についてお答えをいただきます。

○政府委員（大西正男君） ちようどきようは参議院の外務委員会のあります日でございまして、きようは十時から開会をされておると聞いております。大臣は、そちらのほうへ出向いておる関係でございまして、きようは物理的にこれが不可能でございまして、御了承いただきたいと存じます。

○政府委員（藤尾正行君） お答えを申し上げます。

○政府委員(藤尾正行君) お答えを申し上げま
す。

当然仰せのとりの大事な問題でございますので、大臣が出まして大臣の見解を述べるのは当然でございますけれども、はなはだ遺憾なことには、本日、参議院の建設委員会が開会中でございまして、たくさんの法案を私ともただいま審議を願つておるわけであります。その提案理由あるいは質疑というようなものに大臣が当たつておりますので、かわりまして私が出席をさしていただいたわけでございます。しかしながら、私は政務次官でございますけれども、大臣の名代といいたしましてここに出てまいつたわけでございますから、大臣といいたしましてのお答えはいたしますから、どうぞその点は御安心を願いたいと思ひます。

○杉原一雄君 最終的な見解と申しますか、先般は外務當局の条約局長を通じてお願いをしたわけですが、きわめて不明瞭でありましたので、きょうはその見解をいただければいいわけですが、その前に、この前からすでに時間を相当経過いたしましたから、まず建設省でございますけれども、建設省は道路法、それに即応して車両制限令というのが出たのは昭和三十六年七月十七日であり、これも四月一日から改正されて、具体的に第三条において重量規制が従来は二十トンであります

したが二十七トンになった。しかもそれはこの罰則強化をしようにしてもどうしても違反事項が多いので、いわゆる違反事項を寛大にするというように意味で規制をゆるめたのであります。しかしながら、そのことは答弁の中で、だがしかし二十七トンにしたけれどもより強化する、罰則取り締まり

等を、そのことを前提にして二十七トンにしたという答弁であつたわけです。そこで、いま横須賀に起こつてゐる事象については、先般局長もその事実を実は認めたわけでありますが、具体的にそれをどうするかということについては明快な答弁がいただけなかつた。だから建設当局は、その後の問題で省内で討議をされたと思いますが、何とかして二十七トンに押えることの努力をできないものかどうか。道路保全の立場、国民から委託された国道を国民のものとして保全と利用を保障する立場に立つ建設省が二十七トン以上の車が横行してゐる現実に対してこれは黙視できないと思う。先般、橋が幾つあるかと言つたら六つあるとおつしやつた。橋の設計は最高何トンをもつて設計されてゐるのか私は先般聞かなかつた。しかしながら、制限令というのは、そういうことを総合的に判断して制限令が出たとは考へるのは常識であります。でありますから、橋梁等がかなり私は重みに耐えかねてゐるのではないか、こういう質問をしましたら、どうおつしやつたかと申しますと、耐用年数は幾らか減つたかも知れないという答弁であります。こういうすぐれた官僚的答弁をいただいてはよくはがく然としてゐるのであります、とにかく省内でその後検討された漸進的な討論内容があつたらまずお聞きします。

○政府委員(齋尾正行君) この問題につきましましては、ただいま仰せられましたように、事務当局から従来の重量制限をゆるめつつあるという趣旨の答弁をいたしましたと思います。しかしながら、それほどまでも相対的な問題でございまして、一方におきまして、御案内のとおり、最近では建設機械等も非常にその重量の大きいものが使われておるわけでありまして、したがひまして、従来の基準と

いいまするものではやうていけない。そういう事態にきておりますから、一方におきまして、橋梁その他のつまり重さに対する措置、強化措置といひまするものを、たとえばかけかえとか、あるいは橋げたを強くするとかいろいろな措置があるやうであります。そういった技術的なことをやりながら、同時に並行いたしまして、その道路の管理をいたしかねるというやうな重さのものにつきましては、それに制限を当然つけていくべきであり、それに対して罰則を付すべきである、そういう国内法的な考え方には変わりはないと思います。

○杉原一雄君 いま次官の御答弁は、いわゆる社会、経済の発展によつて車の形、重量が変わる、これは私は認めます。しかし、皆さんがおつくりになった政令では重量が二十トンの、四月一日から、ところがこの五月の段階で、いまやうやうと四十六・七トンの戦車を五トンのトレーラーが積んで走っている、その事実をどうお考えになるかということ。橋を直している間がないのです。その討論をどうおやりになったかといういまのまの問題を伺っているのです。

○政府委員(藤原正行君) この問題は技術的な問題でございますから技術者からお答えをさせるのがよろしいかと思ひますけれども、決して私は牽強付会に論をなすのではなくて、御案内のとおり、トレーラーといひまするものは、その長さによりまして、積んでおきます物の重量の受け方がそれぞれ違ふやうであります。したがいましで、そういった面において個々に検討を加えるということが私はよろしいんじゃないか、かように思ひますけれども、いづれにいたしましても、現在御指摘のような四十何トンというやうな戦車、こういったものが通つておるのではないか。これにつきまして、私どもが調べさせましたところによりまして、最も弱い橋におきましては、その耐え得る重量の一応の許可条件は二十六・一、大体二十トンということでございます。したがいまして、これをこえるものが、それが何回も何回も

自由自在に走り回ることになりますと、当然その橋はその重みに耐えかねまして、そこにその橋自体の持つ構造を変えていくとか、あるいは強化措置を特別にとるとか、あるいは特別な措置を必要といたします。したがいまして、そういったところを自由自在に通られるということは、まことに私どもといたしましては耐えかねることになります。できるだけそういうことのないやうに横を回つてもらうとか、あるいはその間に補強措置をとるとか、あるいは非常措置をその場合にとつていただかなければならぬ。また同時に、御案内のとおり、橋でも道路でも同じでございますけれども、通る時間帯によりまして、これはそれに乗つておるといふやうな場合でも、これはおのずから違つてくるわけでございます。したがいまして、そういった面におきまして十二分の連絡措置というものを、これは道路管理当局である私どもとの間に、運搬者であられまますその責任当局が御相談をいたしたい、そして私どもの指示に従つてひとつ御運営を願ひたいものと、かように考へておるわけでありまます。

○杉原一雄君 一々次官のことばを取り上げませんけれども、たいへん誤謬をおかしておられるわけですが、ただ、いま最後におつしやうた、そういう二十トンの耐えられない橋が出てくるわけです。にもかかわらず通つていくという、夜といたうことも昼ということもある。いづれにしろ、もしもそういうやうな特殊な状態にある場合には申請、届け書を出さなければならぬことになつてゐる、国内法では、ところが、国道の八王子事務所あるいは横浜事務所には届け出をしてないといふことを私どもは調査をしてゐるわけですが、だから、いま次官がおつしやうな特別な手当て、特別な配慮、そうしたことはいまの場合でできる条件でなかったことをやはり次官自身がそれを確認していただいて、それに対する建設省が、道路、

橋梁、国民のものでございますから、それを守るための努力をこれからやりたいとやうにいたさなければならぬんじゃないかと実は思ひます。

そこで、次に警察当局でございますが、先般三十日にこうしたことについての、これはけしからぬといふので勧告書をお出しになつたということをお願いしたが、私は、その勧告書は、どこからだれに対してどのような内容をもつて行なわれたか、概要でけっこうでございますが、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(片岡誠君) 神奈川県警察本部長から在日米陸軍の輸送隊の隊長宛に書面を出しております。それは、中身の趣旨の概要でございますけれども、題名は「交通安全の発生防止について」という題名で、新聞報道によれば、相模原市所在の補給廠から戦車などを搬出するに際して、これに従事する車両運転者が、信号機の信号にも従わず、踏切直前で一時停止しないで運行しているといふやうなことが新聞報道でなされておる。もし、万一そういうやうなことが事実であるとしますと、信号無視であり、あるいは踏切の一時停止義務の不履行であるので、わが国の道路交通法の違反にもなりまますし、そういう現下の交通事情のもとにあつてはきわめて危険な行為である。

つきましては、貴官におかれては担当職員その他関係者に対する指導を十分徹底されて、こういう道路交通法違反といつたやうな危険な行為の今後起こらないやうに留意していただきたい、そういう意味の文書でございます。

○杉原一雄君 この文書を見て、私非常に残念に思ふことは、最近の新聞の報道によるといふやうなことを根拠にしてこの文書を出されておること、私は、私は一体警察がおるのか、おらぬのか、そこを不思議でならないんです。目をつぶつていても、二階におる人たちが振動が激しくて飛び起きるやうなことなんです。しかも、警察署が深夜といふやうな御苦勞なさつておることについて、先般私たちは災害補償のほうで、ここで百分

の五十ですか、わずかでございませうが早く賛成をしたわけですよ。にもかかわらず、新聞の報道によつてこのやうな防止の勧告を出されるということ、これは、根拠はきわめてあいまいだと思ふのです。だから、こういうことだけでも、一体相模原警察署は何をしておつたのだらう、神奈川県警察本部は何をしておつたのだらう、これを私は言いたいのだが、きょうそのことは置いておいて、まず遺憾の意を表明したい。大体中身は、赤灯の回転などは監視庁にあるやうな車のことを言うのでしよう。それを戦車ですか、トレーラーですか、かつてにやつておつたことなんですか、これは明らかに道交法ですか、どういふ法律ですか、私は、われわれやつたつてしかられるのだから、違反だと思ふのです。そういうことを御指摘なさつておると思ふのです。問題は、それも大事だ。しかし私どもは、相模原警察署みずから言つてゐるやうに、長さ、高さ、幅、これをチェックしました、こういうことを言つておるわけですよ。それは車両制限令に大体合致してたんじやないか。先ほどの建設省の次官がおつしやうなやうに、長さ、高さ、幅、重量は重量、長さ、幅、幅は幅、はつきりと制限令に書いてあるんですから、建設省の。私はそういうことで言ひのがれは許されたいと思ひますけれども、ただ、相模原の警察署では重量だけはチェックしてないんです。これは残念ながら。そこできめ手がなかつたんじゃないかと思ひますが、しかし、いま申し上げたやうなことなどで、いま建設省も橋が弱いんだと言つておられます。こういう状況の中で交通事故が発生したら警察当局はどうしますか、警察庁は。交通局長としてどう考えますか。これはきわめて重大なことですがね。まあ外務省の見解はあとで聞きますけれども、警察庁当局はどうです。これでいいですか、野放しにしておいて。

○政府委員(片岡誠君) 法律問題はあとであるいは話が出るのかもしれませんが、いづれにしろ、

在留米軍等といえども日本の国内法規を順守する義務を米軍の中で課しておるようでございます。当然私どもとしては、その道路交通の安全のための法律である道路交通法そのものが米軍によって守られるということを期待したいと思ひますし、また、そういう面で道路交通違反の事実があるとするならば、関係向きに注意を喚起していくと、そうして米軍の内部規律としても十分その趣旨が徹底されるように、いまでもしております。今後ともまいりたいと考えております。

○杉原一雄君 それで、外務省からおいでになっておる大西政務次官にお伺いしますが、先般、特に外務省にしまして、条約局長の答弁がきかぬのであつたから、省内でかなり検討されたから、私は質問の向きを申しません。検討した内容を発表してください。

○政府委員(大西正男君) 前回、わが省の局長が出て御答弁を申し上げたというふうに承っておりますが、この問題につきましては、安保条約に基づきましてわが国に駐留が認められておる米軍につきましては、その地位等について規定をいたしました地位協定があるわけでございます。御承知のとおりでございます。そしてまた、この協定及びその実施細目による合同委員会の合意によりまして諸般の行動が律せられることに相なっております。この地位協定上日本国の——わが国の法令に従う旨特に定められておりますのは、同協定の十二条第五項に掲記をされておる点でございます。しかしながら、これを除きまして、わが国の法令の直接の適用を受けるという仕組みにはなっておりません。また、わが国の公権力の執行の対象になるという仕組みにも相なっておりません。しかしながら、このことは米軍がわが国の法令、秩序を全く無視してよいということではないのでございまして、施設、区域内の米軍の作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわれなければならないというところに協定上第三条の第三項にそういうことが書かれております。また、施設区域

の内外を問はず、日本国の法令を尊重する義務を米軍の軍人などに課しておるわけでございます。そういうふうな、わが国の公共の安全や秩序の維持を協定におきましても確保いたすことに相なっております。で、かような意味から、いま問題になっております御指摘の米軍の車両による交通法規の無視、これはまことに遺憾なことではございますが、この点につきましては、米側に対しては、わがほうの法令の尊重方を厳重に申し入れていたしまして、先方も、今後このようなことはしない、こういうことを約束しておるわけでございますので、その後はそういう問題は起こってないかと存じております。

以上お答え申し上げます。

○杉原一雄君 政務次官がいまおっしゃった、外務省から米軍に対してかようなことは困るからやめてもらいたいとおっしゃったのは何月幾日ですか。

○政府委員(大西正男君) 課長からお答えいたします。

○説明員(松田慶文君) お答え申し上げます。

これは六月一日、外務省から外交ルートで米大使館に申し入れてございます。

○杉原一雄君 お出しになった文書をいただいけませんかね。公務員法違反にならぬようにしてください、しかられないように。

○説明員(松田慶文君) 通常その種外交ルートにおける連絡は口頭による申し入れをいたすことになつておりまして、今回の場合も口頭による申し入れでございます。

○杉原一雄君 日本の国内法をじゅうりんしているのかかわらず、口頭でちょっと気をつけなさいよと、頭でてるんですか、そんな外交ですか。秘密情報等、非常にあるということ聞いてるんです。そんな外交をやつておるのですか。案です、私、外務大臣やりますよ。そんなかつこうで、そんな外交やっているの、外務省は、はつきりしなさいよ。

○説明員(松田慶文君) お答え申し上げます。

ただいまの御質問が、申し入れをいつ行なったかという御質問でございましたから、日付を申し上げて、その方法が口頭であったと申し上げました。しかしながら、なお補足させて御説明申し上げますと、この種日米間の案件につきましては、地位協定の実施という側面を持っておりまして、地位協定二十五条によりまして設立されております合同委員会の案件として処理する方法と、あわせて外交ルートに乗せまして外務省、米大使館の間でもの申す方法と二つあるわけでございます。私どもといたしましては、関係省庁と御協議の上、合同委員会を通じる正式の文書によりまして米側に注意喚起及び法令尊重方を申し入れる予定にしておりますが、この合同委員会は二週間に一回開会されることとなっておりますので、それまで待つてやるのでは、先生御指摘の緊急の案件に間に合わないかと、そのように判断いたしましたので、先週問題提起がありまして、直ちに警察は警察なりに米軍基地司令官に警告書をお発しになり、同時に、私ももとよりあえさ口頭で大使館に申し入れた。ただし、先ほど申し上げましたとおり、文書による措置は今週の合同委員会でも正式にいたす所存でございます。

○杉原一雄君 これは外務省で掌握しておられるかどうかかわかりませんが、道路関係者、建設省にお聞きすればいいんですけれども、同じアメリカの問題ですけれども、佐世保から弾薬を積んで何かこの近くまで持ってきているというところが新聞にあったというんですが、私はいなかで見たので切り抜いておかなかつたのが残念なんです。この日曜日に帰つておるもので、こちらに帰つて朝日、毎日引っくり返してみたらいいんですよ。これはしかし国立図書館のほうに連絡してみたら見たといつておりますから、建設省、まずそうした弾薬ですね、アメリカの弾薬を国道一号線、ずつと佐世保から走ってきたわけですから、そういうことは事前に通告があつて許可になったという事実があるんですか。その辺はどうですか。

○政府委員(藤尾正行君) まあ私は詳細には具体的な問題といたしまして存じておりませんので、これはこれから命じましてその事実があるかないか、これを調べた上、明確に文書をもってお答えを申し上げます。

○政府委員(大西正男君) 課長のほうが調べておるようでございますから、課長からお答えいたします。

○説明員(松田慶文君) 御説明申し上げます。

六月五日付の報道によりまして弾薬の輸送が話題となりましたので、私もさつそく事実関係を調査いたしました。事実関係を御報告申し上げますと、六月四日、長崎県の針尾島弾薬集積所から静岡県の富士演習場まで、火薬約三十三トン余りを民間輸送会社の請負によりトラック五台を使用いたしまして運搬いたしました。在日米軍が火薬類を車両で運搬するに際しましては、その安全を確保するために、わが国の火薬類取締法の精神にのっとりまして、日米合同委員会において昭和三十五年十二月、米軍の火薬類運搬上の措置という公式の合意を見ております。今回の措置も、それから現在に至るまでのすべての運搬措置も、すべてこの合意にのっとりまして適法、適正に処置されております。今回の六月四日の運搬は、米軍との契約によりまして民間輸送会社が行なつたものでございまして、この民間会社は、たゞいま私が申し上げました合同委員会合意の規定に従いまして、長崎県公安委員会より運搬証明書の交付を受けております。さらに、合意で定めおります必要な措置もすべてしております。

以上御説明いたしました。

○杉原一雄君 はい、わかりました。

そうすると、片岡局長知つていますね。

○政府委員(片岡誠君) いま外務省のほうからお話ございましたとおり、公安委員会に、具体的には長崎県の早岐警察署に対して、火薬類取締法に基づく成規の手続を、火薬類取締法の精神を重んじた正規の合同委員会の決定承認事項どおりの措置をとつて合法的に輸送が行なわれております。

○杉原一雄君 じゃあ最後に、外務当局が、合同委員会が近く行なわれるところで文書によつていまの問題についてアメリカ当局に注意を勧告するというところをおっしゃったわけですから、それは再確認するまでもない。ただ、こうした問題に就いて、私は初めてそうした外交関係のいろいろな法律なり協定なりを目を通しましたが、その中で非常に痛感したことは、いま政務次官おっしゃったように双方の地位に関する協定書というものがあった、それに即応して国内法を守らなくてもよろしいという適用除外の法律がたくさんあると私は思います。なかんずく、交通関係のいわゆる道路運送法等の特例に関する法律などという法律が昭和二十七年の四月二十八日号外で法律第二百二十三号として出ているところであります。でありますから、その法律の中身をここで御披露いたしたうなどとは思いません。

そこで、大臣の出席を要請したのは、一つは実はそこにあつたので、昭和二十七年のこの地位協定のしかも国内法適用除外のこういう法律が厳然としてあるわけです。そこで、世界の情勢が大きく変わり、日本の国内情勢も大きく変わり、とりわけアメリカ軍と日本との相互の関係につきましても、昭和三十五年に御承知のように安保条約の大改定をやった。改定を進められる皆さんの側は、これは経済協力の側面が強くうたわれている、もう一つは、日本の自主的な防衛体制を強化するんだ。国民に対する皆さんのうたい文句はいまだに私は、その当時反対運動の先頭に立っておりましたからいろいろ資料全部一応保管しております。それは三十五年であります。そこで四十五年、佐藤内閣の手で第二次の改定が進められたわけでありまして、これは幸か不幸か大きなあらしを生まないで済んだわけでした、しかしながら、三十五年、四十五年、その間十年。この法律ができたのは二十七年。そういうふうにして時間的な経過というのはいさぐさあるわけです。情勢も大きく動いていく。こういう状況の中で、こういう協定に基づく法律等々について総点検を行なうべき

国内のわれわれ国民の立場から、日本の自主独立の立場から安保条約に皆さんは手をつけるという、できるかと言つて笑われるでしょうから、そういうところまで手をつけなくても、いま道路の喚起されるわけですから、初めて勧告なり注意を守つていただいているという観念をわれわれは一てきすべきときがきた。そういう観念を一てきするならば、それに関連する国内法規についても私たちは根本的に洗い直す必要がある、そういうふうには私は考えます。そうしなければ、建設政務次官が、道路の維持管理について今後とも橋を直したり努力するところおっしゃったけれども、それは容易ならぬことになるのじゃないか。戦車も必ずしも四十六トンが最高じゃないでしょう。もっともとベトナムをつぶすためには大きな戦車が必要かもしれない。兵器も変わる。こういう事態を想定する場合において、私たちはいま国内法規の整備充実、あわせてアメリカとの関係においてこれを整備充実する必要があるというふうに私は考えます。それは、おまえは偏見だというふうにおっしゃるかもしれないけれども、この点に就いて政務次官から、先ほどおっしゃったように、外務省を代表してのき然たる方針なり態度をお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(大西正男君) いま私の申し上げたことにつきましてもお受け取り方が、ニュアンスが多違つていと思うのでございますが、私は、日本の法令を無視していいという、そういう仕組みになつていまして申し上げたわけではございません。なるほど、仕組みの上、表面からは、形の上からは、特定の事項を除きまして日本の法令がそのまま米軍関係者に適用になるというそういう仕組みはとっておりませんが、しかし後に申し上げましたように、地位協定の第十六条によりまして、米軍関係者は日本の法令を尊重する義務を負つておるわけでございます。そういう書き方になつておるわけでございます。したがらしまして、日本の秩序あるいは公共の安全を彼らといえども

守る、そういう姿勢で臨むことが義務づけられておるわけでございます。ただ、いま申し上げましたように、直接的にそのまま適用という形をとつておらないということでございます。こういう仕組みというものは、国際間における、国際間のいろいろの条約等におきまして、一般的なやり方でございまして、日本の場合が特別の取り扱いを受けておるというものではございません。そういうことでございまして、私も、安保体制というもの、これは全体として日本の国に今後とも堅持すべき必要があると考えておるのでございます。そういう根本的な観点に立つてすべてを処理しなければならぬ、このように存じておる次第でございます。

○神沢浄君 関連で一つだけお聞きしておきたいと思うのですが、いまの質疑応答を聞いておりまして、これは明らかに日本の法律には違反した行為をやつておるということですね。いま外務省のほうでは口頭で申し入れたとか、あるいは合同委員会への手続をとつたとか、これはもういよいよ外交の関係からいへばそうでありましようが、明らかに目の前でもって日本の法律に違背をされていゝという際に、日本の警察当局としては、それをいゝ現行の犯罪ですかね、とめることができないうわけですかね。できないとすれば、それはどういゝわけですかね、こういう点だけを一つお聞きしておきたい。

○政府委員(片岡誠君) この運搬の場合に、米軍が直接やつていゝ場合と、それから委託を受けて下請の業者がやつていゝ場合と、この場合で法律的な差は私はないと思ひます。下請の業者のやつていゝ場合には、違法の場合に、当然指導、警告のみならず、日本人でございしたら、日本の法律に従つて検挙するということもあり得ると思ひます。それから、米軍が直接やつていゝ場合、これは御存じのように、それが公務に基づいてなされていゝ場合にはわが国に裁判権はございませう。しかし、その違反そのものが非常に重大な違反である場合には、御承知のように自然犯のよう

な場合、人を殺したといゝたような、あるいはけがをさせたといゝたような場合には、逮捕の要件に合致する場合には逮捕をし、そして米軍に引き継ぐといゝものもわれわれの実行になつていゝところでございます。しかしながら、それ自身がそういう重要な犯罪でなくて、また逮捕の要件、通常日本人に対しては逮捕をしていゝないといゝような場合については、もちろん任意捜査そのものは警察として犯罪があれば捜査すべきものと思ひますけれども、むしろそういう事態の起こらないように指導、警告していゝのが妥当な措置ではないかと、そのように考えます。

○神沢浄君 私がお伺ひをした主意は、警告あるいは指導、それはもう運用上の問題でもって、相手が日本人だろうと外国人だろうと、それはあり得ることだろうと思ひますが、もっと何といゝますか、法律的に考えてみる場合に、明らかに目の前に現行の犯罪が行なれておるという場合に、アメリカ軍であるから日本の警察としては手がつかない、それをその場でもって阻止することもできない、こういう仕組みになつていゝのです。が、きょうは地位協定を持つていゝからわかりませんけれども、私は常識的に判断してそういうようなことはあり得ぬだろうと思ひます。どうも質疑応答聞いておつて、必要以上に弱腰といゝのか及び腰といゝのか、そういうところにもむしろ問題があるような感じが受け受けるわけなんです。この点はどうなんですか。できないといゝすれば、できない法律的な根拠といゝものはどこにあるのか。これを一つお聞きしておきます。

○政府委員(片岡誠君) 今回の当該事案につきましては、道路交通法違反で論議するとすれば、それは運搬する場合に、積載が、法律、法令で定められた制限基準以上の荷物であり、しかも分割できない貨物であつて、どうして運搬する場合に、出発地の警察署長の許可を申請する、こういう手続規定はございませう。そういう手続規定は日本人には当然適用になります。しかし、そういう手続規定を米軍に直ちに適用できるかどうかにつ

いは、先ほど外務省から話もございましたが、若干疑義があるではないかと、その精神はもちろん守つてもらいたいということは当然だと思ひますけれども、その辺が一つの問題だと思ひます。それから今回米軍が運搬しておつた場合につきましては、ほとんどその積載違反については問題がないというのが私どもの事実認識でございます。ただ、下請車両でやつていた場合に、その積載重量、可能重量以上の重量のものを積んでおつた疑いが相当ございましたので、これは直ちにその關係下請業者、委託業者の注意を喚起して、自今そういうことのないようにいたし、注意を喚起いたしましたところ、その後そういう問題は起つていないというのが現状でございます。ただ、先ほど来話がございました道路法に基づく車両制限令の車両の問題、これにつきましては、従来からの扱いとしても、まず第一義的に道路管理者のほうで特認をするかどうか。そうしてその特認があれば、私どものほうもそれが積載違反、積載基準以上のものであるとすれば許可申請を求めるといふ、そういう仕組みで道路管理者と警察との間で行政事務が行なわれていると、そういう問題でございます。

○神沢淨君　けっこうです。

○委員長（玉置猛夫君）　本件に対する調査はこの程度とし、午後一時半まで休憩します。

午後一時三十六分開会
○委員長(玉置猛夫君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。
公有地の拡大の推進に関する法律案及び公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○中沢伊登子君 公有地の拡大の推進に関する法律案については、もうすでに当委員会です、あるいはまた昨日の連合委員会ですいろいろ御質疑がありましたので、私はもうたいしてする問題がなさそ

うな感じがいたしますが、たまたま昨日参考人からいろいろな意見を聴取したあとでもありますし、二つ、三つ御質問申し上げたいと思います。私は地方開発公社についてだけ若干質問をさしていただこうと思います。この法案によって公法人となつておりますけれども、地方公営企業のように経営の基本原則のようなものが規定されております。この公社の経営原則というものはどのように考へておられますか。それについてお伺いをいたしますが、たとえば内部保留を多くして事業拡大できるようにさせる方向にもつていくとか、いろいろな公社の運営次第で民間不動産業者との競合関係が出てくると思ひます。たまたま昨日この委員会では参考人の意見を聞かせていただいた中にも、民間の住宅地供給にブレーキにはしないかと言つていたような意見もありました。ここでの問題をお伺いするわけですが、その点どのようにお考へになつていらっしゃるかお伺いをいたします。

○政府委員(金田清士君) ただいま御質問にございましたこの土地開発公社の運営の基本的な原則でございますが、確かにおっしゃいますとおり、基本原則としては法律には書いてございませぬけれども、ただ土地開発公社の設立の目的と申しますか、そういう規定は、御承知のとおり、法律の一条を受けまして十条等を書いてあるわけでございします。したがって、御承知のとおり、この土地開発公社はやはり地方団体の土地需要に対応するために、地方団体自身としても土地を取得されるわけでございしますけれども、その地方団体の土地需要に、さらにこういう土地開発公社が分身的な機能のような役割りを任ずるということとでございしますので、運営自体もやはり地方団体の必要といたします公共用地等の公有地について先行的に確保していく、そして地方団体の土地需要に対処するということと、ひとつのそういうふうに対応するように、土地開発公社として三条の二項等にもそういうような規定を設けております。

そういうことになっています。したがって、基本原則そのものとしては、そういう条文上は書いてなくても、基本原則になるような事項はそれぞれ一条あるいは三条二項、十条等に規定されておる、こういうことになっております。

それから第二点の民間業者との関係でございますが、御承知のとおり、この土地開発公社は、地方公共団体の公有地として必要な土地を取得するわけでございますので、その限りにおきましては、やはり実際に民間でそれぞれ住宅用地等の目的をもつてやっておられます事業について、そういう意味で必ずしも競合ということにはならないかと思ひますし、またいろいろと民間の活動で、地域のやはり秩序ある整備に活動しておられる向きにつきましては、当然地方団体としても、土地開発公社の運営にあたりましてはその点に十分に配慮して、また調整もされていく、こういう趣旨にならうかと思ひます。

ある民法上の土地開発公社、それを本法律案で、本法律案というところの土地開発公社に組織変更させていくたいと、このように述べられておられたいですけれども、自治省で先般委員会に配付された資料によりますと、都道府県設立の土地開発関係公社は六十三社となっておりますね。そこで、一県で二公社がある場合もあることになると思いますけれども、組織変更の指導をなされるときに、これらを統合させていくのかどうか、その辺をお伺いしたい。

○政府委員(立田清士君) 御指摘のとおり、現在の民法法人につきましては、たとえば県の場合をいま例にあげられましたが、六十三あることは事実でございます。それで、そのあります実際のあり方でございますけれども、県の中で地域を分けてそれぞれ設けておられる県が、二つあるというような実態が多いようでございます。おそらくそれを設立されるときいろいろな諸般の事情、その県の事情によつてそういうことになっているのだらうと思ひます。そこで、今回の法律が制定さ

れました場合の私たちの地方団体にお願ひする事項といたしまして、もちろん公社の設立については地方団体で御判断なさるわけでございますけれども、一般的にはやはり一つの地方団体で一つの公社ということを原則として、地方団体のほうにそういうふうな判断を求めていくように指導をいたしていききたいと、そういうことを考えておるわけでございます。

○中沢伊登子君　地方開発事業団制度の創設のとき、自治省は、公社の設立はできるだけ抑制をするように通達を出されているように思いますが、私は公社制度そのものに対して否定はいたしません。しかし、地方公共団体の本来の業務を代行させておいて、議会との関係が不明確になる場合が多いと思います。そうしまして、なおかつ不正の温床になりやすいのでやはり抑制の方向に持っていくべきだと思います。この点、自治省は従来どおりの方針を守っていかれるかどうか、もう一ぺんお尋ねをいたします。

○政府委員(立田清土君) 結論的に申し上げますと、ただいま御指摘のとおり、従来のような考え方を続けていきたいと、そういうふうに思っております。ただいまお話のとおり、昭和三十八年に地方開発事業団が設立された際に、その面で、そういうただいま御指摘のようなことも通達をいたしております。したがって、今後におきましても、今回の土地開発公社の公法人化という一つの考え方も、いま御指摘のように、公社運営の位置づけを明確にいたしまして、地方団体との関係も明確にして、しかも地方団体の必要といたします土地需要に対応していくという趣旨でございまして、いま御指摘のような趣旨で、この土地開発公社の運営についてもそういうふうな考え方で当たるわけでございまして、そしてその際、いろいろなままでの公社の業務の内容につきましても、他の公社につきましても、そういう点についていろいろな地方団体でもまた御検討いただくという機会もあるのではないかと、そういうふうに思っております。

と思います。

そこで、このギャップについてどう考えるかというところでございますが、繰故債につきましては、償還期がまいりました段階で再び償還残高を共済引き受けによりまして、いわば一種の借りかえという形で処置してまいるといふ手段を現在とっております。で、政府保証債につきまして

は、お話の中にございましたように、結局償還残高を新たな債券発行、政府保証債の発行によって処理すると、こういう形をとらざるを得ません。現に昭和四十五年度までは、御案内のように政府保証債のワクが景気対策ということで固定されておりました関係もございまして、公営企業金融公庫の政府保証債の発行が全然ふえなかったわけがあります。そのために償還額の累増に伴いまして新規貸し付けワクが非常に窮屈になってまいるという事態が生じまして、それで、これではいけませんので、四十六年度に強い要請をいたしまして、まあ数年ぶりに政府保証債のワクの大幅な拡大をいたしました。さらに四十七年度では、御指摘のように、引き続き大幅なワクの拡大をいたしたわけでございます。公営企業金融公庫資金の原資の内容が以上のようなことでございますので、

私ももといたしましては、景気対策という観点からの政府保証債の発行総額についていろいろな論議があるわけでございますけれども、少なくとも公営企業金融公庫の政府保証債の発行ワクにつきましては、資金需要に見合った増額をぜひ確保してまいりたい、それによりまして貸し付け条件と債券発行条件の年限のギャップによって資金需要に即応しないような結果になることはぜひ回避いたしたいと、かように考えておるわけでございます。

○中沢伊登子君　その公庫に対する産投会計からの出資金が毎年二億円となっておりですね。どうしてその二億円という額がきまったのか私はわかりませんが、公営企業の貸し出し金利の引き下げや公共料金対策ということを考えますと、もっと出資額をふやしてもよいと思うんですけれども

ども、その点はいかがですか。

○政府委員(森岡敬吾) 政府関係金融機関に対し、まず出資の持つ意味につきましては、一面において貸し付けの原資の一翼をになうということ、それからまあ無利子の資金でございますから資金コストを引き下げる、二面の効果があるかと思ひます。そういう意味合いにおきましては、私どもは御指摘のように、公営企業金融公庫に対する出資金はもつとふやしてもいいものだとかねてから思つておりますし、また毎年度予算の際にその折衝をいたしておるわけであります。ただ実際の姿は、お話の中にあつたように、この数年毎年は二億四千万という事で推移いたしております、まあそれによります資金コストの問題につきましては、別途利子補給でありまして、あるいは公営競技の納付金の収入によりまして利子を薄めてまいるという事で努力をいたしておるわけでございます。しかし、御指摘のように、出資金をふやすということは公庫の健全な運営につきましてぜひとも必要なことであると思ひますので、努力を引き続き重ねてまいりたいと、そのように思ひます。

○中沢伊登子君 今年度の予算の獲得では、大臣は「いふんが」ばられたようでございますので、またひとつこの点もがんばつてくださいます。

次に、水道事業や下水道事業あるいは交通事業、市場事業、こういうものに対する貸し付けに關連して、昭和四十七年度は一般会計から公庫に六億五千万円を補給することになっております。昨年に比べて約二億五千万円の増でございますけれども、その積算内容及び自治省としてこれで満足をしておられるのかどうか、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(森岡敬吾) 公営企業金融公庫に対しましては、利子補給の金額は、お話にございましたように、ほぼ六億五千万円でございますが、その内訳は、水道事業、下水道事業、工業用水道事業、一般交通事業及び市場事業に對します貸し付け利率を〇・三%引き下げるための所要額を計上した

してゐるわけでございます。経過的に申し上げますと、四十一年度以上水道事業につきましての利子補給が新たにきまりました。引き続き四十三年度に下水道に拡張され、四十五年度に工業用水道に拡張され、四十六年度に一般交通が加えられ、四十七年度から市場事業が加えられたという経緯をたどつてゐるわけでございます。その経緯に應じまして、それぞれの年度に貸し付けられまして、いま申し上げた各種の事業の利子につきまして〇・三%相当額を積算いたしまして六億五千万円を計上いたしておるわけでございます。これで十分かということでございますが、公共料金問題あるいは公営企業の健全な発達運営ということを考えますと、やはり利下げ、利子なり資金コストというものはさらに引き下げるのが最も望ましいことと思ひます。なお、御承知のような金利の緩和状態、あるいは国全体を通じて金利条件の改定の問題などもございまして、それらとも見合ひまして、引き続き現在、いま申し上げました国の利子補給を行ないますものの金利は六・七%となつております。政府資金が六・五%でございますので、それには及びませんけれども、まあかなりな引き下げを行なつております。そういう状態でございますが、今後政府関係機関の全体の金利条件なども総合的に検討いたしまして、公庫も利下げ、資金コストの引き下げにつきまして引き続き努力いたしたいと、かように考えます。

〔委員長退席、理事寺本広作君着席〕
○中沢伊登子君 いまの御答弁にありましたとおり、自治省が地方公営企業の財政の健全化のためにあるいは料金の適正化、すなわち値上げの必要性を指摘されましたね。私はそのすべての値上げを否定するわけではありませんが、やっぱり物価高というものが国民生活に及ぼす影響というのはたいへん大きいので、そういうことをおっしゃるのなら、貸し出し金利の引き下げのための措置などの所要の施策を十分にやつてから言ひ出すべきだと思います。私は自治省のこの点の施策がたいへんまだ不十分だと思ひますが、

今後この点に對してどのようにしていらつしやるか、お答えをいただきたい。

○政府委員(森岡敬吾) 先ほども申し上げました、公営企業の資金のコストにつきましては、公共料金問題その他もございまして、基本的にはできるだけ低金利、好条件の資金を充當してまいり、これが最大の眼目であると思ひます。そういう意味合いで、国の利子補給あるいは公営競技の納付金などももちまして先ほど御説明申し上げましたような利下げを行なつておるわけでございますが、これでも十分であるというふうには私も考へておりません。なお、公営競技の納付金につきましては、毎年売り上げの伸びてまいりまして、この納付金の金額もふえてまいりつておりますし、また、現在の納付金率は〇・五%でございますが、法律では一%以内で政令で定める率ということになっておりまして、将来この率の拡大につきましても、なお関係方面と十分御相談を重ねてまいりたい、そういうふうな措置を含めまして資金コストの引き下げに万全の努力を尽くしてまいりたい、かように考へておるわけでございます。それから先ほど申しました一般的な金利条件の問題もございまして、これらもあわせて資金コストをできるだけ引き下げようという努力を重ねてまいりたいと思ひます。

〔理事寺本広作君退席、委員長着席〕
○中沢伊登子君 いずれにいたしましても、わずかな最後の質問だつたわけでございますけれども、この二つの法律案たいへん国民生活に關係のある法律です、特に公有地の拡大には、この法律の運用いかんで、ほんとうに力がこの法律によつて出せるのか出せないのか、その辺の運用に十分心を尽くしていただいて、最近の非常な地価の値上がりの中で、地方公共団体もいろいろやりたくてもなかなか土地の先買ひができないというふうな悩みがございまして、この公有地の拡大のためには十分この運用をよくしていただいて、地方公共団体が困らないようにしていただくと同時に、またこういう公社なんかもつくつて、先ほど申し上げま

したように、汚職やなんか起こらないように十分そこら辺の指導、監督もやつていただきたい。これをお願いして私の質問を終わらさせていただきます。

○杉原一雄君 小学生が学校へ入ると金ボタンをつけてゐるわけですが、それは小学校というマークがある。中学へ入ると小学校の金ボタンでは、たとえ洋服がからだに合つても、それは金ボタンが全部取りかえられつた。いわんや高等学校へ行けば中学校のボタンをつけたままで高等学校には行けない、一つといえども服装規制が許さない。これは学校の規則であります。いま公有地拡大の法案を審議してゐるわけですが、私はこの法案をいろいろ検討した結論として一つの重大な仮説を持つてゐるわけですが、その仮説が討論の中で、質疑の中でどのように明確になるか、そのことを若干期待しながら実はやるわけですが、私としてはどうも中学生が高校へ進んだ過程において五つのボタンが全部高校にならないうで、四つは中学、一つだけ高校のボタンを取りかえたようなそういう幅と厚みと重量感のない法律になるおそれを感じするわけです。

なぜかと言つて、第一点として、六月の三日に西日本の学者の皆さんが、政府に先んじて瀬戸内海の汚染の状況を調査した結論として、沿岸三分の二は死の海寸前であるという結論と同時に、星野芳郎調査団長がこのような問題提起をしております。一つは、新全線は直ちに中止すべし、こういう問題提起をしてゐる。私は、これは単に瀬戸内海の問題ではなくて日本の経済政策全体に対する大きな問題提起だと思ひます。このことをやはりいまの法案審議の過程において、都市づくりの問題を展開する場合に、やはりわれわれは瀬戸内海の問題という局所的な問題という理解のしかたにはならぬと思ひます。

第二のごとでございますが、それは政府当局の中でも「通産ジャーナル」の四巻六号の「工業再配置促進策について」というので、大永立地政策課長が論文を書いております。このことは後ほ

ど都市づくりの問題で若干触れますが、ただこの中で大永課長はこういう非常に端的に現在の都市状況を明らかにしております。「国土面積の二パーセントに満たない地域に全人口の三二パーセントが居住している。急速な都市化の進行は、反面、巨大都市の錯雑化を招き、①公害の発生、②地価高騰と住宅難、③交通渋滞と交通事故の発生、④都市用水の不足、⑤物価の上昇、⑥公共投資の増大等の弊害を惹起している。」一つ一つ取り上げますという問題があるようですが、いずれにしても、現在の都市問題の中に内包している矛盾を集中的に大永課長は表現していると思います。こうした問題をこの公有地法というポタンを一つ取りかえることによってどれほど解決できるかということですが、そうしたことの私の仮説に沿って若干の期待と若干の不安と、そして若干の疑問を実は持っているわけでありまして。こうしたことについて後ほど個々の問題に触れる機会にそれを念頭に置いてそれぞれの所管の方から御答弁をいただければ幸いでありまして。

ここで冒頭に、第一点として、立法の原点の問題になります。二十三日、神沢委員が質問する中で、渡海大臣は答えていくわ、これは土地政策ではなくて地域開発をねらった法案であるという答弁があったわけですが、これは足りません。これは訂正をしていただきたいと思います。その土地政策でないという意味の土地政策、それは大臣はどのような理解のもとにそのことをおっしゃっているのか、いわゆる地価問題対策ではないという意味なのか。土地利用計画を、政策という意味の中にはいろいろあるわけですから、その辺のところを、カテゴリーをきちっと縛らないとこれからの理論が発展しませんので、大臣の意図するところをもう一度しばって神沢委員に答えられたことを再確認したいと思いますが、お答えをいただきましたと思います。

○国務大臣(渡海元三郎君) 先ほどの神沢委員にお答えいたしました点につきましては、あるいは

ことばが足らななだかかわりませんが、私は本法律案は都市の秩序ある整備を推進していくための制度を目的とするものである。現在のような土地の姿ではこのような制度をつくることによつて、地方公共団体が土地を先行取得することによって秩序ある整備ができるものであり、地方公共団体の都市としての秩序ある整備ということを目的とするのがこの法案の趣旨でございます。このことを述べていただいたんでございます。あつて、直接には地価対策を目的としたものでなく、いま申しましたように、土地の現在の取得難、これに伴いますところの混乱した土地利用というものをこの法律案によりまして都市における土地対策の問題として取り上げて、秩序ある都市づくりを行なうというのを目的として、直接には地価対策を目的にいたしておりませんが、間接的には地価対策にも資するものと、このように期待しております。こういうふうにお答えさせていただきます。これが私の本意でございます。

○杉原一雄君 ところで、土地取得を先行することによって都市を整備するということなんですけれども、土地所有の先行ですが、このことについて、現状の問題、現状、ただいまの状態はどうなっているかということですが、官庁行政局長に実はお願いしたいわけなんです。『自治研究』という雑誌がここに手元にあるわけですが、四十八巻第六号、六月十日発行でありますけれども、行政局長は、この中でいま大臣が指摘された地方自治の問題ですね。『土地利用計画』というものを考えます場合に、一番根本までさかのぼりますと、一体日本の国土の中に都市をどう配置していくか、ここまですべてをさかのぼって考えていかなければいけないのではないかと私はかねてから考えております。いま日本の土地利用計画というものはそういう議論が不毛——毛がないということ、頭がはげているのではないですが——「不毛」というとおかしいが、されてないのじゃないか。

いか。一体今後大都市の規模なりあり方をどう考え、規制していくのか、地方都市というものの規模なり配置なりをどう考えて、わが国土や国民生活の将来をどうの辺までそれらの地方都市にまかせないのかという点が一番基礎になっていなければならない。こう、これは座談会の中で述べたにしていることでございますが、局長のほうでこれに対しては、おそらく誤りではないと思つて、こうした立論の根拠に立つ行政の中核にあつての認識の問題になります。この認識なり裏づけの問題、そうしたことについて若干の考え方の基礎をお述べいただき、しかもこれが踏み台になつて、この法案のやはり大きなステップになつていくのではないかと私は想定いたしますので、特に局長のこの座談会における発言を私は大事にしたいと思つて、局長からその辺の事情をひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(宮澤弘君) ただいまお読み上げになりました点は、私、自分の考え方といたしましてかねてから思つておりましたし、間違つてないと思つております。で、土地利用計画というふうなもの、これはミクロと申しますと、都市計画の市街化区域と市街化調整区域というふうなものは、これはミクロと申しますと、いかにどうかわかりませんが、ミクロの土地利用計画であると思つて、そこで議論をいたしております。もう少し広い、まあいわば国土利用の計画、マクロと言つてよろうと思つて、そういう問題について議論をいたしたく思つております。それにつきまして国土利用計画、これにつきましてはもちろん都市とか農村とかあるいは自然保護地帯であるとかいろいろの要素があると思つてございまして、マクロの土地利用計画、国土利用計画で、特に私がそこで述べましたのは、そのうちでも御承知のように都市というものがいろいろと発展をいたしまして、そこで土地利用の混乱が起つてくるというのが現在の土地

利用計画の一つの問題点でございます。そういう点と、マクロの国土利用計画を考えます場合に、都市というものの、都市の規模なり配置なりというもののについて、やはりもう少し全国民をあげてものを考え、あるべき姿というものを追求をしていくのが基本ではないか、こういうふうな考えでいるわけでございます。で、たとえば東京なら東京という地域を考えました場合に、御承知のように、東京中心の首都圏は半径三十キロメートルくらいのところに二千万前後の人間がいるわけでございます。私は、いろいろ過大都市、巨大都市の問題、いろいろな面から議論があると思つて、すけれども、やはりこれだけの地域にこれだけの人間が集まっているということ自身からいろいろな問題が発生していくというふうに私は考えているわけでございます。

そういう点から考えまして、今後の日本の国土利用を考えました場合に、特に御承知のように、最近たとえば工業再配置の促進法案でございますとか、そういう地方分散的な考え方が世間で広く主張され始めております。私は国土と国民生活の将来を考えました場合に、地方分散的な考え方のもとにいろいろな施策をやっていくことが非常に必要だと思つてございまして、その際に、やはり全国的な都市の配置なりあるいは都市の適正な規模——適正な規模と申しまして、これはなかなか議論があり、むずかしいところであらうと思つて、もう少し広い、まあいままで分散的な施策というものを何ら考慮なくして講じますならば、やはり地方都市もまたある程度東京の二の舞になるような気がしてしょうがないというふうな視角、観点からマクロの土地利用計画、国土利用計画を考えます場合に、今度日本の都市、特に地方都市の規模なり配置なりというものについて相当突っ込んで議論をし、ある一つのビジョンを描いていく必要がある。こういう意味で申しただけであります。

○杉原一雄君 その同じ座談会の席上で発言されている建設省の大塩参事官の発言について、立ち

会つておいでになった局長でございますから、その辺のところをお互いに討論した中で、局長もその事実を認識をしてそういうふうにとられておられるのかどうか若干聞いて、後ほど、土地政策のあり方、都市づくりの問題点等について質問をしますけれども、この大塩参事官の発言の中で、「特に都市化時代において都市が拡大するにしても、非常に薄い拡散的な拡がり方をします。そこで、これに一つの人工的・人為的なまとまりを与えて、計画的な市街化を図ることが特に日本では必要になった。いわばこれは日本的なやり方だと思ふわけですが。欧米ではそういった自然的・社会的な背景が違ふので、都市的土地利用と農地的利用との区切りが断絶的に確立し得る。日本の場合は都市がダラダラと薄く拡散をする。これは農地の側から見ても都市の側から見てもマイナスだ。」云々というふうにして、この都市化の中における農地の問題と農地のあり方の問題と、それから環境サイドの問題など提起しながら論を發展されているわけですが、そうした考え方を是認されているのかどうか。これはまあ座談会のことでございますから、行政面、政治面で議論すべきものではございませんが、この大塩発言についてでございますが、参加された局長はどのようにお考えになつておられるのか。肯定的な立場からなのか……

○政府委員(宮澤弘吉) ただいまお読み上げになりましたところでございますが、私もどうも記憶がはっきりしていませんが、たぶん大塩君の発言は、いまお読みになりましたように、わが国では都市というものがいわば無秩序に足をどんどん伸ばして拡散をしていっている、欧米では都市部と農村部というのはいわば自然と分かれていて、そこで都市的土地利用と田園的、農村的な土地利用というものはわりあいにはっきり分かれていて、日本ではその辺がごちゃごちゃ入りまじつて、都市が無秩序に發展しているという事実認識の問題が一つあるわけでございます。で、それにつきましては私も知識がたいへん乏しいわけでございますけれども、私も同じ感じ

を持ちます。そこで、その事実を大塩君自身が承認をしているのでは私はないと思ひます。そういう事実というものは、あるいはそういう傾向というものには、これは何らかして防止をしていかなければならない。そこで、新しい都市計画法の市街化区域なり市街化調整区域というような考え方なり制度が出てきたし、その必要がある。そういう考え方が基本にあつてそういう発言が出ていたと思ふのでありまして、以上のとおりでございますけれども、私も全く同意見でございます。

○杉原一雄君 回り道のような質問をしておりまして、私も、しかしこれからのいろいろ御説明をいただく都市化の問題、都市形成の問題等についてですが、結局まあ土地を先買いする、土地を先行投資をする、土地を何に使うかという問題ですね。何に使うかということとは、この際、大臣のこのとらえ、都市をどういうふうにするか、都市構造をどういうふうにするか、変えていくかという大命題が先に立っているわけでありまして、それを今度、都市をどういう形で行くか、それを今度、現在もつくりだされているが、それをいま局長自身が認めたように、かなり問題が多い。ヨーロッパ等に比較すると、日本の都市は特別な条件に、自然的条件、社会的条件にあるというわけですから、これをまあ一定の方向にひとつの整理立て、組織立て、計画立てしていかねばなりませんから質問をするわけですが、建設省ではさきに、去年ですか、建設政策懇談会から十月の十一日に七〇年代の国土政策の基調という答申案が実は出ているわけですが、最近、きわめて最近、これは私のところのいなかの新聞ですが、まことに申しわけないわけですが、これは建設省が「地方中核都市育成へ」、「国土建設構想の改定骨子」、「総合的環境保全を推進」するという大見出しで大々的な報道をされています。このことについて、建設省の中においていまだどういう作業段階に入つていて、しかも、このねらいは新聞報道等にされているとおりであるのかどうか。このねらいを特にわれわれが聞いて、それはいいなと思はれるような味のある、希望の持てるものはどこに焦点があるのか。ここには若干目玉商品と並べてますが、建設当局からじかに判断をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小林忠雄君) 現在建設省では、昨年の建設政策懇談会の提言に基づきまして、国土建設の長期構想というのをここの夏を目標に作業を進めております。

そこで、その中の第一の問題は、国土利用構造の変革という問題でございます。これは先生御指摘のように、明治以来の日本の国土の開発といいますが、東京、大阪というような太平洋ベルト地帯を中心に開発が進んでまいりましたが、特に昭和三十年代以降の高度成長期において、このベルト地帯への人口、産業の集中というのが非常に奇形的に肥大化してあるという問題があるわけですが、従来そういうような過密の問題につきましては、公共投資を大量に投入することによって解決できるのではないかと考へてございまして、自動車がふえれば道路をつくる、水が足りなくなればダムをつくらせて新たに水を引くというふうな現状追隨的な公共投資をやつてきたわけでございますが、いまやこの大都市地域におきまして、もちろん今後とも社会資本の投下はますます必要でございますが、しかし社会資本の投下を幾らやつても解決できない問題がやはり出てきています。これは特に環境の問題を中心とした問題でございますが、これは公共投資を幾らやつても解決しない最も端の一例が、東京の都内における自動車交通の問題等でございます。こういうようなことを根本的に解決いたしますためには施設だけでは解決しない。しかれば、何らかの大都市分散のための規制措置を一方において行なうというふうなことがありまして、根本的にはやはり人口、産業が大都市地域へ集中し過ぎる。この条件をなくさない限り大都市の問題は片づかないし、また土地の地価高騰についても根本的には問題解決しない。しかし、大都市に人口、産業が

集まつてまいりますのは、集まつてくるだけの理由があつて集まつてきているわけでございます。現在はまだ資本主義の社会でございますから、より多くの利潤が集まるころへ資本が集まるのは当然でございます。ですから、これを法律的に規制をするというののも一つの方法でございますが、この条件を変えまして、地方においてもより有利な雇用の場ができるという政策が必要なんではないか。そういたしますと、全体の人口の趨勢からいたしまして、一次産業人口が漸次減少するといふことはまず間違いない。そういうところの人口が都市へ集中してくることも、これまた趨勢として否定できないわけでございます。

問題は、その出てくる人口あるいは増加する人口をどこで受けとめるかということでございますが、過去の高度成長期におきますように、大都市地域に集中をこれ以上させるといふことはやはり許されなかつたと思ひますので、できる限りこれを地方都市において受けとめる必要がある、こういうふうに考へるわけでございます。そこで、大都市への人口集中の大きな原因といたしましては、従来第二次産業への就職者というものが非常に大きな原因をなしているというふうに考へられましたので、首都圏の計画あるいは近畿圏の計画等におきまして、東京、大阪等の大都市の工場の新増設の規制をいたしたわけでありまして、それにもかかわらず、なおかつ東京等の人口がふえてくる。この原因は何であるかと申しますと、これは第二次産業への就職者ではなくて、いわゆる中核管理機能への就職者でございます。これは大学というものが非常に東京に全国の半分以上集まつていて、地方から出てまいりました青年が東京の大学を卒業いたしますと、これが地方に戻らないでそのまま東京へ就職するというケースが非常に多いわけでございます。すなわち、ブルーカラーの人口はもうそれほど集まらないけれども、サラリーマンの人口が集中するということでございます。そこでサラリーマンの人口が集中いたしますにおいては、住宅問題、通勤問題というのは大都市とし

ではどうしても解決しなければならぬ。そこでこのサラリーマンの人口のうち、どうしても東京でなければ職場がないという種類のものをいいます。たとえば、中央官庁の公務員でありますとか、あるいは全国的な都市銀行の本店というような種類のものは東京でなければいけないということがございますけれども、必ずしも東京でなければそういう中核管理業務ができませんかと申しますと、そうでない種類のものもございますので、そういうものをできるだけ地方都市に分散することが考えられないか。そういたしますと、あまり小さな都市にはそういう大学卒業生が職場を見つかることはできない。したがって、現在すでに相当の都市的な集積がありますところに、大学でございまして、あるいはその他の文化施設、あるいは中核管理業務が入るようなそういう施策をひとつ考える必要がある。これは建設省だけではできませんので、たとえば国家機関の権力分散というふうなことも一つの方法かと思ひますけれども、われわれ施設面から申しますと、そういう地方の相当中核的な都市に集中的な都市施設の投資をすることによりまして、大都市と同様な生活水準が享受できるように施策を講ずる、そういうことによりましてホワイトカラー人口というものを地方の中核都市に返す、こういうことができればいいかと期待しております。

昭和四十五年に行ないました国勢調査の人口の最終的な集計ができましたので、これについて若干の分析をいたしてみますと、人口十万人以上の都市につきましては軒並みに人口がふえております。それから、仙台とかそういうようなブロック中心都市等の人口を見ても、従来は大都市へ出て行くほうが多かったわけでございますが、大都市からそういう都市へ転入するという人口がかなりふえております。すなわち、大都市と地方中核都市の間の人口の相互交通という現象がそろそろ見えておりますので、こういう現象をさらに促進するような施策を講ずることによりまして、ある程度の中核的管理機能も分散できるの

じゃないか。そういうことを中心にいたしました。全体的に、単に工場施設だけじゃなくて、その他の都市機能が全国的に均等に分散をする、こういうことが可能になるのじゃないかというふうな見当でいま検討しております。まだ確定的な段階にはございませぬけれども、思想をいたしまして、そういうことができればいいか。これは建設省だけでできることではございませんので、関係各省とも御相談いたしまして、何とかそういう政策を長期的に打ち出す必要があるのじゃないかと考えているわけでございます。

○杉原一雄君　いまお触れにならなかったことは、大規模な関係ではございませぬ、たとえば地方中核都市としては札幌、仙台、広島、福岡、この四地区には行政、教育、文化、交通、流通、情報などの高度の管理機能の集積をはかる方針だと。しかも人口は百万ないし二百万ないしコンパクトな都市機能が不可能だということがかなり学者の間にも議論されておるわけですが、その前提に立つてこうしたことと決定され、まあ方針として打ち出されようとしているわけですが、今後の建設省を中心としたこの国土建設の新長期構想の作業ですね、日程、それをお伺いすると同時に、事から、自治省はこれに対してどういう関連のしかたをしながら、現在、小林さんがおっしゃったこと等については、自治省の担当の方がどのような理解をしておいでになるか、どのように協力させていただきたい。できれば自治省独自の構想がそれに乗せようというものがあつて歓迎をするわけですが、そういう点ひとつ明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(小林忠雄君)　私もその新聞報道を見ておりませんので、どういう内容かわかりませんが、おられますといたしますと、これはまだそれほど建設省の中で固まった作業ではございません。私が申ししたのは、七〇年代の国土政策の基調を

受けまして、国土建設の長期構想というのを昭和六十年を目途に現在作業を進めておりますが、これは七月中ぐらいに大体まとめたと思つております。その中の一つのきわめて大きな柱といたしまして、国土利用構造の改革、その戦略手段といたしまして、地方の都市の振興ということをやつたというわけでございます。その検討の途中におきまして、ただいま御指摘がございましたような構想が一部に事務的に検討されていることは事実でございますが、これを省ベースで正式に政策として取り上げるという具体的な段階にはまだきておりません。

○政府委員(宮澤弘君)　建設省御自身の構想もまだ固まってないということでございます。したがって、私どもは、私どものほうも省として、いま具体的な構想が、議論はいたしておりますけれども、出ているわけではございません。多少私の私見にわたる点があるかと思ひますが、自治省の一員としてお答えを申し上げます。私どもは、やはりこの際国土利用のひびきを直すのは、どういたしても地方の生活圏、地方の都市を中心とした生活圏を充実することがこれが一基本ではないか、こういう考え方に立つております。そういう点におきましては、ただいま小林審議官が述べられましたところ、考え方の基本は同じであるかと思ひます。それから先ほども、ままでの地方分散政策というものが、私は何なりの経済機能というものを分散することによつて地方の整備の起動力にしていこう、こういう考え方がいままであつたと思ひますが、私はそれは少し発想をこの際転換をする必要があるのではないかと。工業機能の分散が地方開発の起動力であるというのとは、前の話であつて、私はむしろこの際は、都市機能を整備する、そこに人間が安んじて生活できるような生活基地をつくる、人が集まる、そこに今度は人間を求めて工場が分散していく。むしろ私は発想を逆にすべきであらうと思ひます。そういう意味合い

におきまして、先ほど小林審議官が地方の公共投資について重点的に考えていきたいというふうに述べられました。これも私は考え方は同様でございます。御承知のように、民間の設備投資主導型から公共投資主導型へというのが、いま国民全般を通じての大体の考え方、まとまったところでございますが、私はその公共投資の中でも、特に地方の都市施設の整備重点という考え方をこの際とるべきではないか、こういうふうと考えておるわけでございます。

それから、地方の都市を整備充実をするということが重点であるという点においては同じでございますが、小林審議官が地方の中核都市、こういうことで話を進められたわけでありまして、けれども、私はいわゆる地方中核都市、札幌でございませうとか、仙台あるいは福岡、広島、こういうところもなるほど整備をする必要がございしますが、同時に私は、もう少し人口規模なり何なり下がった都市をもこの際あわせて注目をして整備をしていかなければならない。おそらく、また建設省もその辺にお考えだとは思ふのでありますけれども、地方分散というふうな考え方をふえんいたしますためには、もう少し規模の小さいもの、先ほど小林審議官も人口十万人以上の都市は人口がふえている、国勢調査の結果ふえておるといふことは、都市がやはり潜在的に、それくらいになると発展する力を持つておるではないかというふうな説明をされたわけでありまして、私も、やはり地方都市を整備する場合に、どのくらいの都市を目標に考えるかという点におきましては、なお建設省の方々と十分議論をしなければならぬ点があると思ひます。しかし、るる申し上げておりますように、考え方の点においては違つておりません。実は先ほど小林さんと話をしていたのでありますけれども、こういう問題は、いままでややもいたしますと、各省が単独にいろいろ施策を講じますために総合的な施策ができなかつたわけでありまして、この件については私はやはり各省共

同でそういう施策を講ずべきであるし、特にいろいろ公共施設の整備に責任を持っております建設省、それから地方行政一般の仕事をしております自治省とは緊密に協力をしつゝそういう施策を推進すべきものである、こういうふうな考えでおります。

○杉原一雄君 全然相談がなかったわけではないでしょう。幾らか相談しておいでになるんじゃないですか。局長、どうです。何かいまいでいくと、自治省は自治省、そちらはそちらというふうな答弁のしかたですね。しかし、考え方は一致しているという受けとめ方なんです、作業過程の中で双方資料なり見解をお互いに出し合いながら進められているとはよくは信頼しているんですけれども、どうもいまの話の聞くと、そちらはそちら、こっちはこっちというふうな受けとめ方を受け取られませんか。特に建設省のほうが、新聞に出ておられるのはだか盗んでおったのだ、連見事務官かという言い方ですけれども、そうじゃないんですね。かなり具体化されているわけですよ。たとえば、住宅なら全国に三千戸をつくるとか、あるいは河川ならば、ぼくはこんなことは初めてこの表で見たんですけれども、直轄一級河川は百六ある、その安全度は百分の一または二百分の一、何のことかわからぬかったけれども、百年に一ぺん大水がつく、二百年に一ぺん大水がつくという程度の強固な河川管理をやるということでしょう。そういうことも書いてあるし、下水道の延長線も書いてある、公園の問題も書いてある。かなり数字を詰め込んで具体化されているわけですから、そこまでは小林さん、あなたが作業している以上は自治省と相談しないということはあり得ないと思うんですが、こっちはこっちで、こつそりとやっておると、そういうやり方ですか、政府というのは、ぼくは大臣になった経験はないけれども、ぼくが大臣だったらおこりますよ。どうなっておるんですか。

○政府委員(小林忠雄君) 私と宮澤君のように個人的な関係でいろいろ研究をするとか、意見の交換をするということがあるわけですが、組織としていまして相談をするという場合には、ある程度省としての意思が固まりました段階で御相談をするというのが例でございます。たとえば公有地の拡大の推進に関する法律案につきましても、官澤局長等とは昨年来、あるいはもっと前から個人的にはそういう必要があるということの研究はしておいたわけですが、こういう法律案にまともな前におきましては、自治省は自治省、建設省は建設省でやはり似たようなかつこの法律案を準備いたしまして、ここの国会が始まります前に政府提出法律案の整理をいたします際、突き合わせました結果一つにまとめた、こういうことでございます。内部であまり意思決定がきまらないうちに正式にはかの役所と相談をするということとは、組織としては従来やっております。したがって、たゞいま御指摘の問題につきましても、省と省というかつこうで正式に御相談するのはもう少し内部が固まってからにいたしたいと思っております。個人的には、ともに国土建設あるいは地方自治という点の同士としてのお話し合いはいたしておりますが、省としてのお話し合いはまだいたしておりません。

○杉原一雄君 個人的なやつは、それこそアヒルの水かきみたいな話で、そういうのはこういうところでも議論する必要はないんですよ。問題は、省と省とがコンクリートされないときにいろいろ構想を出し合つて相談しながら積み上げていくんじゃないだろうか。私は外野席におつて見ておるんですけれども、そうではないということはおぼろげと困りますね、これもやはり重大な問題ですから。そういうことでひとつがねばっていただきたいと思うんです。

同時に、そのことと関連して官澤局長はうっかりおつしやうたんだと思ひますが、生活圏をつくつて、その次は工場だということなんだから、通産省がいま提起している、目玉商品とまで言っている工場分散、再配置の問題は、これは価値観が転倒しているんじゃないかという提起があった

わけですが、それについて通産関係の方々おもしろうかね、これに対する自己主張をひとつとしてもらいたいんですけれども、おいでにならないければほかの機会でもやりますから……。私は知っております。たとえば「通産ジャーナル」の先ほど紹介いたしました大永課長はその立案者でありまして。私の県の部長をしておりましてよく知っております。論文も読んでおるし、彼の意見も聞いておるんですが、これはやっぱり私大に批判を持っております。しかし、これは通産省がおいでにならないければやめませんが、私、委員部を通じてやつた中に書いてある、工場分散の問題で、これは都市構想の場合に重大な問題ですよ。特に、いま建設省が考えている中核都市の形成なりそういった都市構造を考える場合にこの提起と無関係ではない。もちろんこれは僻地、農村部へ工場を分散するというのも一つの構想の中にあると思ひますけれども、やはり都市づくりの問題として大きな問題ですが、不幸にして通産省がおいでにならないから省略していきましよう、残念ですけれども。やはりこの辺の意図を明らかにしないと、官澤局長のような方に押されますから、ぼくは通産の側に立つて残念に思ひます。

そこで、その次の問題を展開いたしますけれども、先ほど官澤局長とやりとりいたしました「自治研究」の中でも、市街化区域の中における農地の問題、この問題でかなり議論が非常に発展をしているわけですよ。そこで、都市づくりの問題として、市街化の中における、都市構想の中における農業、農地の問題、おそらく公有地拡大の場合には農地をねらうわけですから、ねらう側は理由があつてねらうわけですから、ねらわれる農地を所有する者の側にとつては困る。おれはここで農業をやりたいのだ、クルマツツを植えたいのだ、栽培してもうけたいのだ、宇治茶をどんどんこれから都市化の中でも、そうした伝統と採算と、農業のビジョンを持っていながらねばっている人も

実はおるわけですから、都市化の中における農村のあり方、農業のあり方、そのことについて若干それぞれの立場から見解を伺いたしたのであります。私は不勉強でございましたが、はからずも他のものを調べておるヒントの中で、都市計画法の中でも第二条でございますが、こういう条文があります。御承知でしょう。「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつゝ、健康で文化的」云々、こうあるわけですね。ところが、いま提起されている公有地のこの法律にしましても、この間うちから何回か指摘されているように、二回にわたつて、これは第三条ですがね、「農林漁業との健全な調和を図りつゝ」、第二項においては「農林漁業」と「図りつゝ」が入つてきておるわけですね。非常にこの農林漁業に対する配慮、あたたい配慮が都市計画法にも載つていて、今度の立法の中にも載つていて、しかし、具体的な行政の推進の勢いから考えて、何か農地をつぶす、農業をつぶすのじゃないか。何か大きな車でごつと押していくかと思うような圧迫感を実はぼくは感ずるわけですよ。私自身が百姓の子ですから特にそういう被害妄想狂みたいなことになるのかも知れませんが、その辺のところを、ちょっととどめじやないけれどもいろいろお聞きしたいのですけれども、経済企画庁、来ていますか。――予算委員会ではよく議論したのですが、農林漁業の第三次産業化に関する調査研究報告、緑の空間計画というものがこれは研究会から提起されて、まだ企画庁のものとなつていないのかも知れません。しかしこのことは、やはり都市近郊の農業、都市域内の農業のあり方として新しい問題提起をしていると思ひます。また都市をつくる側からしましても、公害その他のところを配慮しながら、単なる公園じやなくて、もっと別途な形で緑の空間をつくらうというものが少なくともこれから都市づくりをする人たちの当然の構想の第一点だろうと思ひます。

そこで、お伺いしたいのですけれども、経済企

画片は、この農林漁業の第三次産業化についての基本的な考え方、それは現状はそうなりつつあるからそうなるというので、農民の所得を保障し、農業の命を長続きしようと、そういったような一つの現状に即応した計画がもっと積極的に、日本国土計画も含め、なかなかなく、いまの場合は都市化の問題ですから、都市計画の中で位置づけようというたぐいましい意図がこの中に存在するの。長い時間は要りませんから、簡単にこれについて考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(新田庚一君) ただいま先生の御指摘の緑の空間計画、これは、農林漁業の第三次産業化に関する調査研究報告書といふものを、ことしの三月に私のほうで約十人の学識経験者に委嘱しましてまとめ上げた報告書の中に提言として出ておるアイデアでございます。御承知のように、最近、農林漁業の第三次産業化といふことが、いつからかわかりませんが、非常にいろんな面で、都市住民のレクリエーション、それから農林漁業との結びつきといふものが非常に現象的に増加してまいつておる、この現象の実態はどうなっているかという点、それから、この方向といふものが一つの過渡的な方向、流れなのか、それともずっと本質的な問題を含んでいるのか。それから、そうだとすれば、それに対する対応策といふものはどういふふうに考えるかという点、この先生方に委嘱して調査していただいた問題意識でございます。

提言の内容を簡単に申し上げますと、やはり最近の動向といふものは、これは都市住民のやはり所得の向上、あるいは余暇時間の増加、それから都市環境の悪化、そういった面からくるきれいな自然へのあこがれといふものと、それから農林漁業の所得の増大という要求とが結びついた一つの大きな動向、流れといふものになっているという考え方でございます。そこで、この勢いをそのままにしておきますとやはり自然環境がそこなわれる。それから農村、漁村の住民の生活環境もそこ

なうおそれがある。それから農林漁業の構造改善そのものにも悪影響がある場合も多いという問題を含んでおります。この提言は、これにつきまして、やはり農林漁業の持つておる本来の機能といふのは、結局主要物資の生産でございますけれども、従来見落とされておる隠れた機能としまして、やはり自然環境の保護という機能、それから余暇時間を使用する、提供する場合としての機能、そういったいろんな多角的な機能があるという点、そういったものを包摂しまして、やはり都市の都市計画のようなのものを、計画的に、何らかの計画性といふものを導入しましてそういったものが計画としてつくり得ないだろうか。それを緑の空間計画といふふうには呼んでいますが、そういった提言があるわけでございます。ただ、この提言を私もいたしまして、やはりこれはその地域、地域の特性に即した計画でなきゃいけない。とすれば、そのいろんな形態別の適性といふものが、一体適地をきめる場合の条件といふものがどういふものなのか、あるいは、それを展開していく主体といふものが地方公共団体なのかあるいは農業団体なのか、そういったにない手の問題。それから、先ほど来お話が出ておりますいろんな現在の制度、都市計画を含めましていろんな諸制度がございまして、その制度との関連、あるいはそういった計画を実施する場合のいろんな手段、そういった点が現在の問題として残っております。現在、現在アイデアの段階で、私どもといたしましては各省の意見を聞きながらこれから検討してまいりたい、こういうふうにご考慮願ひたいと思ひます。

○杉原一雄君 ここにあるのは、私の県に高岡というところがあるのですが、高岡地区の高岡地区広域市町村協議会が出している整備計画書があるわけですね。この中で、農業問題に関して、「農業は、高密度経済社会への移行と農産物の輸入自由化に対応するため、農業振興地域において優良農地を確保するとともに地域の特性に即応した農業団地が造成され、企業化された高生産性農業が展開されることとなる。また」云々、そういうふうには書いてあるわけですが、これはおそらく市街化地域と調整地域とその他と、こういうふうになるわけですが、三つの領域にまたがった構想のように受け取れるのです。高岡市長に聞いておきませんけれども、その辺のところを今度はこの法律は整理されているわけですから、そこで私の心配するのは、市街化の中における農業のある地域——農林省のほうから何で市街化の中でも農業面ではこれこれのことはぎりぎり残しておきたい、機能的にも、あるいは面積まででは言えないでしょうと思ひますが、この種の農業があつてしかるべきだといふような農林省側の主張があるかないか、あればお聞きしておきたいと思ひますが。立法の経過から考えて、先ほど申しましたように、市街化区域の農業は完全にロックアウトしようといふのが政策の意図のように私考えます。しかしながら、いま第三次産業化への問題提起もあつたように、あらゆる多様な要求が農業にかかつてきておりますから、農業なるものが、あながちクルマメツツでなくとも、あるいは宇治茶でなくとも、存在させることのよさが公害対策に伴つて起るのじゃないかというふうに思ひます。別に公園づくらぬでも、稲穂が実る、稲のこがねの波が漂うといふこともすばらしい緑地形成ですから、そういう観点から見るとも可能で。それは生産性、採算性の問題というふうになつてくるとまた別途の農政の問題になりますけれども、それはしかし一つの例でありますから、農林省サイドでぜひとも市街化区域内で、都市計画の中で、これこれのことをひとつはめ込んでいただきたいという農林省の主張があればお聞きしたいと思ひますが、いかがでしょう。

○説明員(松元成雄君) まずその前に、先ほどから広く都市地域農業とか都市農業とかいろいろ言われておるものでございますから、それを分けて考えますと、一番狭くは市街化区域にある農業、それからその次には調整区域の農業、これも都市計画の対象でございます、それからさらにその周

辺農業、いろいろ態様があるわけでございます。したがひまして、一口に都市農業といひましても、最小限に考えますと三つのタイプでいろいろ違うわけでございまして、農林省としまして、市街化区域は、たてまえとして今後十年以内に計画的に市街化すべき地域にするというふうにして都市計画できめていくわけでございまして、したがひまして、農業をする場合には原則的に調整区域。したがって、調整区域につきましましてはこれは農業振興地域の対象地域に指定いたしました。積極的に農業の振興をはかつていく。しかし、市街化は必要でございまして、農地をいずれば宅地に提供しなければならぬといふことでございまして、都市計画の中では、市街化区域につきましましては、いま申しました十年以内に計画的に都市化を進めるといふ趣旨に従ひまして、原則としまして農業は、まず原則的には十年以内にはいずれなくなる、と申しますと語弊がございまして、宅地化するというふうに見えているわけでございまして、そこで、もしも市街化区域内で今後とも農業を続けたいとしますれば、たてまえといたしましてはこれを調整区域に編入する。たとえば区域の変更手続もございまして、あるいはいわゆる水玉模様と申しますか、そういう式に調整区域に編入する手続もあるわけでございまして、そういうふうにしたしまして調整区域に編入して農業をやつていただく。そうしませんが、いわば都市化と農業とがチャンポンになる、これが一番問題でございまして、そういうふうな仕分けをしてもらいたいというのが基本でございまして。

ただ、いまお話ししましたように、緑の機能と申しますか、農業の持つていく機能は食糧生産の機能、これと同時に緑の保全という機能がございまして、これをどう活用してまいるかというのが最近の課題でございまして。先ほどの三次産業の御質問もそういう趣旨もあろうかと存じますが、そこで問題は、都市計画とマッチしていかかに農業の持つていく緑をいかに取り入れることが可能か、これは全部というわけにはまいらぬと思うわけで

第二部 地方行政委員会会議録第二十二号 昭和四十七年六月六日 【参議院】

なさい。

ございます。と申しますことは、やはり将来の都市化のために、現在市街化区域に約三十万ヘクタールの農地がございますが、これは主として宅地化が必要であるわけでございまして、何が何でも特に農業として残すというわけにはまいりません。したがって、都市計画とマッチしていかに農業を残すか。たゞいまお話ししましたツツジでありますとかお茶でありますとか、こういった花木のようなものはこれは長期にわたるものでございまして、いわばかなり緑もあるということと比較的なじみやすい。かたがた、都市の緑化のためには公園でございまして緑地を残すということでございますから、公園とか施設緑地でいけば農業を活用してもらう、こういう手段もあるわけでございます。さらに、広い農業をどう活用するかということ、結局は、一つは都市計画の中でどのように取り入れていくかということが基本でございますし、同時に、取り入れられなかった以上は、農業としてこれは長く残さなければいけません。農地として、しかも、自分の家でもって窓裏に、あすはすぐ宅地にするということでは困るわけでございまして、どのようにして都市計画の中に取り入れるか、とにかく農業というものを今後必ず残していただくという、そういう具体的な制度の仕組みというものを考えていかなければならないということいろいろ関係各省とも協議しておる、こういうことでござい

す。

○杉原一雄君 経済企画庁の説明、農林省の考え方、そうしますと、この提案中の法案の第三条の「農林漁業との健全な調和を図り」という意味は、何の意味もなさばりわからないということになる。これはないほうがいいんじゃないか。いまさら修正を提案するわけにもいかぬけれども、都市計画法の第二条にもある。この第三条には二回出ている。この調和をはかるというのは何を意味するのか、市街化の中で調和をはかるというのは何ですか。はっきり出すというのが計画なんですから調和じゃないでしょう。はっきり出すと書き

なさい。

○政府委員(小林忠雄君) この法律案の第三条でございまして、これは都市計画法の第二条と同一文言になっております。都市計画法の第二条の意味は、都市計画法の市街化区域、調整区域という制度ができました経過から御説明いたしますと、いずれにしろ市街地の区域が相当広がるということとはやむを得ないだろう。しかし、これが入りまじった形で混雑した土地利用になりますと、いわゆる土地側から見るとスプロール現象ということになりまして、都市施設の整備しない不良な市街地が将来現出するおそれがある。農業サイドから見ますと、投資しました農業の投資がむだになる、あるいは農地が虫食い状態に破壊される。両方、農村側から見ても都市側から見ても非常に困る状態になる。そこで都市計画区域というものを建設、農林両省で相談をして二つに分けて、市街化区域の中につきましては計画的に市街化をはかるために都市投資を集中する。市街化調整区域におきましては、これが市街化をするような投資は行なわないし、また開発許可によりまして開発を抑制する。農林省サイドにおきましては、農地法の転用は市街化調整区域においてはきびしく運用をする。さらに農業投資は調整区域のみ行なう。市街化区域につきましても農地法の転用の許可制度を撤廃する。こういうようなことによりまして土地利用区分を明確に分けて投資をそれぞれ行なうていき、さらに法律的な規制をやつていく、こういうのが都市計画法第二条の基本的な精神でございまして、この法律案におきます「農林漁業との健全な調和を図り」というのも、まさにそういうことでございまして、第二章におきます土地の先買いは、したがって市街化区域に限ったわけでございまして、すなわち都市施設の投資というものは市街化区域に集中して投資をされる、そのために先買ひも市街化区域の中だけで行ない、公共団体あるいは土地開発公社等が調整区域等の農地、山林を民間業者と競い合つて買ひあさると、こういうようなことに

よつて農林業が衰退をする、こういうことのないように、こういう趣旨でございまして。

○杉原一雄君 私は、最近いろいろ騒がれている問題の中に、農住都市づくりという構想がやや具体的にすでに宇都宮で起つてゐるのですね。これは宇都宮の、人口五十万人程度の都市づくりをしようという構想ですが、この中にいわゆる農業という、農民と住宅と産業と何か混然とした一つのあたにかい都市づくりを私自身胸に受けとめてゐるわけですが、現場は見ておりませんけれども、しかもこの方向に対して農業団体、農業協同組合等が、私の目の届く限りにおいては、日本農業新聞等を通じて、三十一日に一回、それから六月五日に一回、二回この問題に対する論説を掲げておられます。だから、中身は申しませんけれども、「都市化に農協が主導権を」「新しい地域社会の形成へ」という旗じるしを掲げてやっております。二回目「農住都市建設を推進しよう」「組織をあげて入居者対策を」云々ということで、かなり希望を持ってやつてゐるわけですね。そうすると、いま第三条等に掲げられてゐる農林漁業との調和というところ、これはもつと高い次元の考え方にもなると思いますが、こうした新しい創造的な都市づくりの中にそうしたのが見出されるように考えますけれども、いずれの省でもよいですが、こうした考え方についての考え、それをひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小林忠雄君) 先般問題になりました市街化区域の中の農地に対する宅地並み課税の問題と関連いたすわけでございまして、四十五年の八月の地価対策閣僚協議会で市街化区域の中における農地の宅地化の促進の方策といたしまして、いま言いました宅地並み課税の制度がきまつたわけでございまして、この際に、その中で農地を持つておられます方に対して良質な住宅建設に対する資金の融通の円滑化をはかると、こういうことを同時にきめたわけでございまして、そこで昨年の通常国会におきまして農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法という法律ができました、

て、いわゆる農地所有者の賃貸住宅建設に対し農協の資金を使って建設をする、この際に、住宅金融公庫から融資を受けて賃貸住宅を建てましたのと同様の家賃のものが建てられるように、農協の金利と五分五厘との差額三分五厘を利子補給すると、こういうような法律が通つたわけでござい

す。これはいま申しました地価対策閣僚協議会の宅地並み課税とのからみで、それから水田減反の対策とかからんでゐるわけでございまして、市街化区域の中においてこれを行なうと、こういう法律になっております。現在この実施は二年目になっておりますが、これを拡充する、あるいは条件をもう少し農民のほうの受け入れやすいような条件に直していくというようなことについて、さらに検討をしてまいりたいと思ひます。

たゞいま御指摘がございました宇都宮の農住都市構想について果に聞き合はせましたところが、これは市街化調整区域の中で八百戸ほどの住宅を建てようということでございます。都市計画法のたてまえから申しますと、調整区域における特別開発許可の対象になるわけでございまして。現在まだ地元民との調整も十分行なわれていないというところもございまして、今後農林省とも御相談をいたしまして、こういうような構想が都市、耕地あるいは住宅供給の面から、両面あるいは農林行政から見ましてはたして適当であるかどうか、この点について今後検討をいたしたい。たゞいまのところはまだ地元とも十分調整がとれておらない、特に市街化調整区域の中で特別許可をしなればならないという問題もございまして、それほど詰まつた話というふうには聞いておらないわけでござい

○杉原一雄君 時間が関係いたしますので、はしよつてとどんどんいいますが、私よく新幹線で金沢へ帰ることがあります。名古屋を通るわけですが、名古屋で出している中日新聞、こちらでも出ているけれども、名古屋が本社だろうと思ひます。その五月二十九日の中日新聞に「中日春秋」というコラム欄があるわけですが、この中で、

「金沢は旅行者に住んでみたいという気を起こさせる町だ。小高い卯辰山公園から夕映えの浅野川を見おろすと、パリのモンマルトルの丘に立っているような錯覚にとらわれる。密集する古い家並み、それを包み深い緑が、セーヌ河に浮かぶシテ島のながめとどこなく似ている。こんな錯覚を起こさせるのも、澄んだ空気、美しい川、緑と人家が混在した景観のせいであらう。」、こういうようなことで金沢をたたえながら、最終的には公有地拡大法をわねわね国会で審議していることをおそろく承知のないまま、端的な意見として出ているんだらうと思いますが、しかしながら自然環境は、石川、福井ともに大きく破壊されている事実を指摘して、最後に、「西欧では地方自治体自身が公有地を十分に持っている、自然環境を計画的にゆゆうと管理している。しかし、わが国の自治体には財政的余力がない。自然保護の金は国がもつとめんどろをみて、自治体の先行投資に回すべきだ。」、こういう主張であります。これはそのまま直ちにこの公有地拡大法が成立し、金融公庫法が改正され、若干の資金のめどが立つわけでありますが、いまいっぱな法案ができても、問題は追いつめると、行政ペースはこれの問題になりますから、その点は、中沢委員から先ほど御質問がありましたように、今後十分の御努力をいただかなければならぬと思います。

そこで、次の問題は、土地開発公社についての問題であります。いわゆる公社と名のつくもの、今日までかなり、雨後のタケノコと言つて失礼であります。ほとんど出てくるのじゃないか、それは数のみならず機能的な分類というものも、あるいは目的的な分類もあると思いますが、もし分類した大づかみの数を示していただければ、いただきたいと思います。

○政府委員(立田清士君) ただいまのいわゆる地方公社でございますが、地方公社の形といたしまして現在ございますのは、民法をはじめとしたしまして、私法に基づいて設けられた公社でございます。名称といたしましては、公社といわれるもの、あるいは公社以外の協会というような、実質的には公社でございますが、そういういろいろなものがございまして、主として公社という名前が使われております。それで全体の数でございますが、これは四十五年末でございますけれども、総数で千四百三十二でございます。そのうち約五六%が土地関係の公社でございます。八百四でございます。それからすでに公法人化されておりますので、ちょっと私法上と申しましたけれども、これは訂正させていただきますが、住宅関係あるいは道路関係の公社、実はいまの四十五年の末の時点では入っておりますが、住宅関係で当時八十九、道路関係で十、それが千四百三十二の中に入っておりますが、そのほかに農林水産業関係で百五十二、あるいは観光関係で六十三、それから商工関係で七十八といったような状況でございます。いわゆるそれ以外の公社というようなものもございまして。そこで千四百三十二のうち、設立団体の種類で申し上げますと、都道府県が設けておりますのが、先ほどの住宅と道路がいずれも入っておりますので、ちょっとこれはお断わりしておかなければなりません。都道府県で四百八十四、いわゆる政令指定都市で七十七、市町村で八百七十一、こういう状況になっております。

○杉原一雄君 その次に、そうした公社がいろいろな時点から出発して経験年数もいろいろあると思えますけれども、その間、悪いことをした、汚職等の数字があげることができなければ、あげていただきたいということ、ついでですが、役員構成の中に中央官庁から問題になる天下り、地方官庁から天下り、特に幹部クラスの問題ですが、汚職と役員構成の中における旧幹部の天下り——天下りということばは好きでないのです。あんな方えらいわけじゃない、本来は本業がえらいんですから、横ばいでしょう、そういうケースなどをまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(立田清士君) 第一点の、公社でいわゆる適正でない運営の結果、いろいろそういう事件が起こったという問題でございますが、具体的

に過去どのくらいのがあつて起こったかという数字は私たちのほうで的確につかんでおりませんが、最近におきましてあつた例といたしまして、県の公社で、一つの形といたしましては、これはおもに土地関係でございますけれども、造成いたしましたその土地が、その本来の目的からいたしまして若干不用品になつてきたという関係で、その処分につきまして、その処分のやり方が適正を欠いたというものが一つございまして。

それからこれもやはり県の公社の関係でございますが、土地を取得いたしました際に、その価格自身が通常考えられます時価よりも相当高く購入されたというものがございまして。

それからこれは、市が設けている公社でございますけれども、最近の事例でございますが、一つは、その公社が取得いたしました土地の処分につきまして理事等会等の手続を正式にとらないで行なつたという事例がございまして。それからいわゆる公社が成規の手続によつて土地を処分したわけでございますが、その処分された先がさらに転売されてしまつたということ、本来公社が処分する意図と反したような結果になつてしまつたという事例が最近の、最近といひますか、この二、三年間の事例として実はございまして。そして、いま申し上げました四つほどの事例につきまして、それぞれそういう事件が起きましたと、そのこと自体についていずれもそれぞれ解決がされております。

どういふ解決がされておるかという態様でございますが、一つは、実際に処分いたしました、成規の手続をとらないで処分したのについては、公社内部においてそれぞれ一つの行政的な処分がなされておりますし、それからいわゆる公社運営自体について、公社のいわゆる体制と申しますか、地方団体との関係の明確化という点について、そういう処置がなされておるといふようなことが行なわれております。いずれにいたしましても、こういったような運営の適正を欠くような点につきましては、設立された地方団体自身に

おいて行なわれているもの、あるいはもちろん公社自体でもその是正につとめられておるもの、あるいは県のほうも、さらに市の場合におきまして県自体も指導しておるもの、いろいろなかつて現在はその意味で解決がなされている、こういう状況になっておるわけでございます。したがしまして、過去から現在までのそういったような件数については把握は実はいたしておらない、こういう状況になっております。

○杉原一雄君 もう一つ、役員の天下りの問題。

○政府委員(立田清士君) 第二点の役員でございますが、先ほど申し上げました全体の地方公社におきまして、現在役員の総数が、これは四十五年末でございますが、二万六百二十五人役員がおります。その形といたしましては、従来の公社におかれましては、地方団体の職員が公社の役員を兼ねておられるというようになつたこと、それから現実には地方公共団体の職員であつた方が、その後退職されて公社の役員として入つておられるというようないふ事例がございまして。それからいわゆる国の職員であつた者、公務員であつた者といふものは、私たちのほうではそういう方はおらないように聞いておりますが、われわれの調査の段階ではそういう数字は実は出てきておらないということでございます。

○杉原一雄君 それでは次に直接行政、つまり地方自治体が直接——法案の第一条にある目的です、ね、「公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする。」のですから、この目的を達成するために地方自治体が直接行政でやれない理由はどこにあるか。公社をつくらなければならぬ理由、つまりやれない理由は、裏返しにすれば公社のほうがいいということですから、その辺のところを検討されたことの内容を簡単にしまして御説明いただきたいと思います。

○政府委員(立田清士君) 御承知のとおり、土地の取得につきましては、やはり地方団体がみづからやられるというふうなたてまえがいわば基本と

してはあろうかと思ひます。そしてまた、その点につきましては、御承知のとおり、公共用地の先行取得償をはじめといたしまして各種の地方償措置その他の財政措置も毎年度充実はかられていっていることも御承知のとおりでございます。そこで、実はいわゆる土地利用というものが、非常に将来を見通しますと相当地方団体としてはあるわけでございますし、特に先ほども大臣からお話のとおり、地域の秩序ある整備をはかつていくという点でやはり土地自体が、土地利用を行ないますためにも相当の土地を取得していかなければならない、こういう実態があるわけでござい

そこで、いわゆる土地開発公社を設けるという意味でございますけれども、そういうふうな地方団体の土地需要に対応するためにやはり民間からの資金借入れの点あるいは長期にわたる先行取得を行なっていく。さらに現在においては、まだ事業計画等で確定しておらずとも、そういうものを土地開発公社自体であらかじめ取得をしてもらっていくといったような、そういうような点で、土地開発公社としてはいわゆる地方団体の分身としてそういう機能を営むのに適しているのではないかと。そういうような考えから、土地開発公社というものの公法人化ということを考えてわけでございまして、その前提といたしましては、最初に申し上げましたとおり、地方団体としてみずからやるもの、それから土地開発公社で行なっていくもの、この両方相まって地方団体の現在あるいは将来の土地需要に対応していくと、こういう趣旨でございます。

○杉原一雄君 誤っておたら指摘してくださ
い、私の考えではありません。横浜国大の成田助
教授の見解ですが、これは「ジュリスト」の一九
六一年の五月十五日の号です。古い話です。同時
にまた、そこにおります地方行政の調査室の塩入
武三君も大体同じことをあげておるわけですね、
「立法と調査」のところで。それで、塩入君がそ
こにおけるから塩入君のやつはやらないで、国立大

学の成田助教授のものが權威があるように考えては失礼ですけれども、読みますが、なぜ公社が乱立するかという理由をあげているわけです。立田審議官のたゞいまのは、ちよつと聞きよいところ、かつこのよいところだけおっしゃったわけですね。かつこの悪いところもあるわけです。実はその辺のところを申し上げますから、それは間違ひだということがあったらひとつ指摘をしていただきたいのですが、「公社等の乱立する理由」先ほど八百四とおっしゃったが、「第一は、地域経済の発展、公共施設の整備等の積極的で大規模な長期的事業を行なうために必要な資金を確保することにある」、いま立田さんがおつ

しゃつたことを裏打ちしていると思います。そのことは同時に、中身の問題としては、「地方債資金の総枠自体が地方公共団体の要望を充たすに十分ではない」ということ、あるいは「地方公共団体が最近の社会・経済情勢にに応じて行なおうとしている事業は、規模が大きく、所要資金も莫大なものであるために、起債申請をするに適しない場合が少なくないこと」、やみ起債ですね、起債にはいまなお許可制がとられていることなど、つまり地方自治法に対するいろいろなめんどくさいというようなことなど指摘しておるわけです。

「第二は、最近の経済情勢に即応した機敏で能率的な経済活動を営むためには、事業の運営を煩雑で弾力性のない公の財務会計制度の制約から解放し、企業会計方式と近代的経営技術を導入する必要性にある。」これは私率直にいただけないわけですが、そういう提起が第二点であります。「第三は、議会の制約を排除するためであるといわれ

ている」これはたいへんですね。「護会の制約を排除するためである」、これは非常に大事なことですが、これがやっぱり公社の魅力でしょうね、大事なところだけでも。「第四は、とくに理由の一つとして挙げることはやや問題がありそうに思われるが、」と成田さんは謙虚に言っておりすが、「副次的な目的として、地方公共団体の停滞した人事をやりくるために、職員員の退職

後のポストを確保することが考慮されているといわれている。」「だから、一石投げれば四つの鳥を落とす、一石四鳥であると彼は言っているわけですね。この成田助教授の——成田助教授いま外国へ行っておっておりませんけれども、その見解について、是は是、否は否、なかんずく否の問題は起り得る可能性があるわけですから、その否の問題に対する今後の、この法案が行政ペースに乗った場合の自治省の指導の努力点にもなる、そういうふうにも思いますから、そうした見解なり決意を含めていただきたいと思ひます。私は、それで質問実は終わるわけですから、そういうことでお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(立田清土君) いまの御指摘のそういう事由につきましては、それぞれその論者の方の御見解があると思いますので、そのこと自体については直ちに私のほうからどうこうということは申し上げかねますけれども、いまあげられました四つの点については、われわれの今後の運営も含めて申し上げてみたいと思います。

第一点の資金の確保の点でございますが、確かに公社自身がいままで私法人として設立できる過程におきましては、その点が公社が設立された一つの理由であろうかと思えます。ただその中で、いま御指摘の点たとえば「大規模な」云々というような関係で、地方債等の許可を申請していただくに非常にはそれではできないんじゃないかというような御指摘がございましたけれども、これは必ずしも実際の運営でも、そういうものが必要でございますれば、それはそれなりにやはり対象になるわけでございますので、あるいはもちろん設立さ

れた側におきまして心理的にそういうふうなことがあったということはあろうかと思えますけれども、そういう点は今後の問題としてはいいのではないかとというふうに考えられます。したがって、資金の点の、特に民間資金の導入という関係でこういうふうな公社ができてきたということとは確かにそのとおりだろうと思いますが、ただ内容的には、いろいろな観点から特にこういうものを

つくりたいということではなかったかと思
います。そこで今度公法人化した場合におきま
して、いわゆる民間資金の導入という点は、やはり
資金の調達としては大きな柱になるうかと思いま
す。もちろんこの法律におきましても、公営企業
金融公庫で新たに貸し付け対象にしていくなか、
あるいはこの法律が制定されました土地開発公社
ができてまいりました場合において、公法人とし
ての土地開発公社に対して農協系統資金の活
用もはかっている、いろいろなそういう意味
で従来にも増してそういう資金の充実をはかって
いく。さらに今後においても、すでにいままです
大田からお話がございましたとおり、資金措置につ

いはさらに一段と充実をはかっていたい、というところでございます。

第二番目の特に財務会計との関係でございますけれども、この点については、そのおっしゃっている内容について、必ずしもそういう財務会計だけの問題というわけではなからうかとは思いますが、ただ、公社自身である程度事務処理が機敏に弾力的にいけるといふようなことがひとつのいままでの過程においてはあったかと思えます。しかし、今後の公法人となります土地開発公社につきましては、この法案にもございますとおり、財務会計につきましてやはり一定の方式を、公社が機敏に能率的に動けるような財務会計方式を考えていくということでございますが、これについては、法案においてそういうふうな財務会計についても一定の方式を示すようにいたしておりますので、その点は、いわゆるいままでできてきた意味としては、そう大きな問題ではないのではないかと

と思います。
それから第三番目の議会との関係でございますけれども、この点につきましては、この法案におきまして、いままで御質疑がございましたとおり、一つは公社の設立の際、あるいはその後の定款変更につきまして当然議会の御審議をいただくわけでございます、それからいわゆる毎年度の事業計画あるいは決算の關係の書類等につきまして

ても、議院に提出されるように地方自治法の施行令の改正も実は予定をしておりますし、それからいわれるこの法案によって、資金借り入れにつきまして地方団体が債務保証をできる道がございますが、そういう債務保証がございまして、予算におきまして議会の御審議をいただくというふうなことを考えておるわけでございまして、むしろ従来の私法人の公社というものが、地方団体あるいは議会の関係というものが必ずしも明確でなかったという点に私たちが一つの問題点が逆にあるかと思っておりますので、そういう点はむしろこういう法案によりましてその明確な位置づけをしていきたい、逆にその点が、現在における私法人におけるまた問題点でもあらうというふうに考えておるわけであります。

第四番目のいわゆる人事的な意味でございしますけれども、あるいは過去においてはそういうような点があるところもあつたかもしれませんが、私どもはむしろ今度の公法人の土地開発公社というものはやはり地方団体の分身としての機能を営むわけでございしますから、公社自体が積極的に地方団体の土地需要に対応していくという形で考えておるわけでございまして、そういう意味では、むしろ実際に地方団体の将来の土地需要あるいは現状というものを踏まえて活動できるような役員なり職員が構成されていくということをお願いしておりますし、また、そのように指導もしていきたいというふうに考えております。

○杉原一雄君 最後に、渡海自治大臣に決意のほどをお伺いしたいと思います。大臣の法律案の提案理由の説明の中で、「最近における都市化の進展は、住宅用地をはじめ、道路、公園、緑地の他の公共用地の取得難を招き、良好な都市環境の計画的な整備を阻害する結果となっております。」と、でありますから、この法案提起の動機が簡単しかも率直に述べられておるわけですが、それで都市環境の計画的な整備ということになりますと、きょう建設省からも意見を伺い、農林省の見解も伺い、自治省の見解も伺ったわけであり

ますが、所管の各省の相互の緊密な連絡をとって、激動する今日の経済情勢の中ですみやかに都市はどうあるべきか、都市機能、規模、それから配置、そうした問題等についてのやはり明確なビジョンを打ち出されていくことが必要ではないか。それを土地の先買ひ等の問題はこれはあくまで手段でございまして、手段と目的とを明確にして、目的を先行さしていける努力をあらえて私は期待したいのであります。

それからもう一点として、公社の問題がいま立田さんがかなり巧妙な発言をしておっしゃったようでありまして、しかし先ほどの成田さんのことをもってするならば、公社ブームの発生、成田さんは十年前で百近いという公社ができておると言っておりますが、いまだ説明があつた千四百三十二、ずいぶん多くあるわけですが、ねらいは一石四鳥である。しかし彼は最終的に「要するに、公社方式は、右のような一石四鳥の効果をねらつたものであり、不純な動機に発するところもないとはいえない」と言つています。このところが非常に気がかりである私もそう思います。こうした問題等について、いまの説明では、この立法ができませんといふようだと、こうおっしゃるわけでありまして、私はまだだいたいよくぶだとは思いません。だからこれはあくまでも行政指導の問題になりますから、大臣はふんどしをかけておられるかどうか知りませんが、ふんどしを締め直してこの問題に対処していただきたいと思ひますが、決意のほどをお伺いします。

○國務大臣(渡海元三郎君) 都市のビジョンというものを打ち立てようということでございますが、ごもつとも御意見であらうと思ひます。建設省におかれましては新都市計画で線引きを急がれておりますが、いままでの経済第一主義と申しますか、そうじゃなくて、ほんとうの都市の持つ、また持たねばならぬ点を、ほんとうに人間生活を営む上においての都市でなければならぬという姿から計画を立てていただく、このように考えますので、建設省の新都市計画の中にもあらゆる分野、

各省の要請等もあらうと思ひますが、十分連絡をとりました長期ビジョンのもとにやっております。たいと思ひます。自治省といたしまして、昭和四十五年に地方財政の長期ビジョンというものを一応打ち立てておりますが、同時に、各地方にそのういつたビジョンに合うところの長期ビジョンが私は打ち立てられなければならない、そのビジョンというもののの中に都市計画、新しい町づくりというものが長期的に形づくられ、それを計画的に推進していく上において初めて円滑なる行財政の運営が期せられるのではなからうか、かように考えておるのでございします。その前に立ちかはかつておるのが土地問題でございまして、その土地問題を解決することによってこれらをほんとうに計画的に実施することができるようになり、かように考えますので、今後とも御指摘のような点につきましても十分各省とも連絡いたしまして、りっぱな都市づくりに邁進できるように努力してまいりたいと、かように考えます。

第二の点、ただいま事務局からお答えさしていただきましたが、第一の起債の問題でございしますが、御指摘の点もあらうと思ひますが、社会資本を充実するためには、私は財政的な観点だけの資金ではいけない。結局日本経済界の資金というものを、いままでのような民間重視の資金でなくて公共重視の中へ取り入れるということになりましたら、財政の面で流れます資金源というものは限度がございします。で、民間資金の活用をまけて初めて私はこれがほんとうに実行に移されるんでなからうかと、こう考えます。もとより、民間資金でございしても、現在でも繰越債をその他でやっておりますが、現在ではワケがございします。また、起債という形になりましたら長期的なものでございまして、ある程度目的がはっきりするということの形でないといふ許可条件を出さないといふような形もございします。また、繰越債というふうな形で国の計画の中へ織り込みますためには一定のワケというものがございまして、地方の資金、各地域におけるところの資金を国が統一的に

やるというよりも地域間の資金需要というものを繰越債という形でやる。しかしながら、各地域における資金計画というものはおのづから計画性がないければならぬと思ひますので、地方銀行協会等とも連絡いたしました。これらが円滑に民間資金を使い、しかも公共が民間資金を使うことに、また経済の振興にも役立つという姿でなければならぬというふうな姿で、この面におきましても積極的に自治省の財政当局と金融界等とも連絡をとらさすような道をいま考え、現実に研究をさしていただいております次第でございします。いろいろの点もあらうと思ひますが、そういう意味では、民間資金の活用という意味におきまして、一つのこれはよい意味での公社の活用理由として今後円滑に行なえますように持ってまいりたいと、かように考えておる次第でございします。

第二、第三は、いま事務局から答えさしていただきましたが、問題は第四点でございしますが、もとより、人のためにものをつくる、こういうふうな面もなきにしもあらずで、御指摘されたところでないかと思ひます。しかしながら私は、そうでなくして、公社そのものの必要のために行なわなければならない、そのために経験のある人材が利用される、ひいてはそれが人事交流の面にも役立つという姿であつて、あくまでも人のためにものをつくるというふうなことは、これは絶対にないように今後とも私たち注意深く行政指導を行なつていかなければならないと思ひます。ただ今回、公社制度にすることにしまして、有能な人材を地方団体との間に交流できるという道が開けることにおきましては、民法人としての、私法人としての公社を公法人化するによりまして、ほんとうに地方公共団体との交流をしやすくしたいとしまして、公社に必要とする有能な人材あるいは有能な人材を得ることができるようになるんじゃないかと、かように考えておるような次第でございします。この面におきましても、いま申しましたように、長所があると同時に、また言われ

ますような短所があることも否定できませんので、短所という点には十分気をつけながら長所の点を生かして運営していくというふうに積極的に努力してまいりて存ぞうでございます。

○委員長(玉置猛夫君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより公有地の拡大の推進に関する法律案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。公有地の拡大の推進に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○寺本広作君 私はいまだ可決されました公有地の拡大の推進に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

公有地の拡大の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地価対策を含む総合的な土地対策を早急に講ずるとともに、本法の施行にあたっては、次の諸点について遺憾なきを期すべきである。

一、地方公共団体及び土地開発公社が公有地を確保するために必要とされる資金の確保について、十分な措置を講ずること。

二、土地開発公社は、地域の秩序ある整備を促

進する趣旨にのっとり適正な運営を行ない、国等の委託による土地取得のあっせん等は、慎重を期すること。

三、民間自力建設住宅の比重の大きいことにかんがみ、民間の宅地・住宅の供給事業に不当な支障を生ずることのないよう留意すること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) ただいま寺本君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(玉置猛夫君) 全会一致と認めます。よって、寺本君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、渡海自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。渡海自治大臣。

○國務大臣(渡海元三郎君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、今後一そう着実にまいりたいと存じます。

○委員長(玉置猛夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を

問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(玉置猛夫君) 多数と認めます。よって本案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(玉置猛夫君) 速記を起して。

○委員長(玉置猛夫君) 次に、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中村国家公安委員長。

○國務大臣(中村寅太郎君) ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

いわゆるモーテル営業は、享樂的な風潮やモータリゼーションを反映し、ここ数年の間に近郊住宅地域等において急増しておりますが、今後もなおふえるものと予測されます。

このモーテル営業は、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設を異性同伴客に利用させる特殊な業態であることから、性の享樂場所として利用され、また、社会的にもそのように認識されておりますので、住宅地域、健全行楽地域等においては、これによってその清浄な風俗環境が著しくそなわれている実情にあり、また、最近この種の施設においては犯罪の発生が増加する傾向を見えております。

このような状況にかんがみ、本法案は、モーテル営業が営まれることによつて地域の清浄な風俗

環境が害されることのないよう、都道府県の条例で定める地域におけるモーテル営業を禁止し、これに違反する者に対しては都道府県公安委員会が当該営業の廃止を命ずることができるようになるものであります。

次に、本法案のおもな内容について、その概要を御説明いたします。

その一は、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であつて総理府令で定めるものを設け、当該施設を異性同伴客の宿泊に利用させる営業をモーテル営業とし、モーテル営業が営まれることにより清浄な風俗環境が害されることを防止する必要がある地域として都道府県の条例で定める地域においては、これを営むことができないこととしております。

その二は、現にモーテル営業の施設を存する場所が、モーテル営業の禁止地域として都道府県の条例で規制されることとなつたときは、その規制されることとなつた日から一年間は、当該施設を用いて営むモーテル営業については、禁止規定を適用しないこととしております。

その三は、都道府県公安委員会は、モーテル営業の禁止地域においてモーテル営業を営んでいる者に対しては、当該営業の廃止を命ずることができ、このこととしております。

以上の措置に伴い、所要の罰則を設けることとするほか、関係規定の整備をいたしております。なお、改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する審査は後日に譲ります。

○委員長(玉置猛夫君) 次に、警備業法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中村国家公安委員長。

○國務大臣(中村實大君) ただいま議題となりました警備業法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

警備業いわゆるガードマン営業は、社会の需要に応じて近年急速に増加し、今後もおおむねのものと見られます。

警備業は、業務内容の性質上その業務が適正に実施されることが要請されるのであります。が、近年営業者の増加に伴い業務実施に関連して世人の非難を受けるような問題が一部に生じてきております。

このような情勢にかんがみ本法案は、警備業務の実施が適正に行なわれるよう警備業者及び警備員についての人的制限、業務実施の原則、服装、教育等に関して必要な事項を定めようとするものであります。

次に、本法案のおもな内容について、その概要を御説明いたします。

その一は、警備業者及び警備員について一定の欠格事由を定め、これに該当する場合は警備業を営み、または警備業務に従事することができないこととしております。

その二は、警備業を営もうとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会及び営業を行なうとする地域を管轄する都道府県公安委員会に対してその旨を届け出なければならぬこととしております。

その三は、警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあつては基本原則として、特別な権限は有しないことに留意するとともに他人の権利及び自由を侵害し、または個人もしくは団体の正当な活動に干渉してはならないことを規定してあります。

その四は、警察官等の制服と明らかに識別できる服装を用いること、護身用具の携帯について都道府県公安委員会規則によって制限できること、警備員に對し必要な教育及び監督をしなければならぬこと、警備員の名簿等を営業所に備えつけること等について規定してあります。

その五は、前記の規定を担保するために、都道府県公安委員会は、警備業者に対し、必要な報告を求め、警察官にその営業所に立ち入り検査させることができることとしてあります。

さらに、都道府県公安委員会は、警備業者またはその警備員が、本法案の規定または警備業務に關し他の法令に違反した場合において、当該警備業者に対し、必要な指示または営業停止の処分ができるほか、特に、欠格事由に該当する者が警備業を営んでいるときは、その営業の廃止を命ずることができるとしてあります。

その他、罰則規定など所要の關係規定を設けることとしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員上村千一郎君から説明を聴取いたします。上村衆議院議員。

○衆議院議員(上村千一郎君) ただいま議題となりました警備業法案につきまして、衆議院における修正の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、修正の趣旨について申し上げますと、警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあつては、第一項において「法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することができる。」とし、同条第二項において、「公安委員会が、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、警備業者および警備員に對して護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができる。」ものとしておりますが、本条の規定が警備業者及び警備員に特別の権限を与えた趣旨でないことを明確にするため、修正案におきましては、警備業者及び警備員が携帯する護身用具について、公安委員会が禁止または制限することができるとする規定のみに改めたのであります。

次に、修正の内容について申し上げます。

第十條の護身用具の規定を改め、警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあたり携帯する護身用具につきましては、公安委員会が、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に對してその携帯を禁止し、または制限することができるものとしてあります。

以上が修正の趣旨及び内容であります。何とぞ皆さまの御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(玉置猛夫君) 次に、補足説明を聴取いたします。後藤田警察庁長官。

○政府委員(後藤田正晴君) 警備業法案につきまして、補足して御説明いたします。

まず、第一條は、この法律の目的について規定したものであります。この法律は、警備業について必要な規制を定め、もつて警備業務の実施の適正をはかることを目的としてあります。

警備業務は他人の需要に応じて人の身体財産の安全を守る業務であります。近年その事業数の増加に伴つて業務実施にあつたての不法事案や、あるいは警察官の制服に類似した服装をして世人から非難を受ける事案等がありますので、今後このような事案の発生を防止するため必要な規制事項を定め、警備業務の実施の適正を確保しようとするものであります。

次に、第二條は、警備業者、警備業等について所要の定義規定を設け、この法律の規制を受ける営業及び業務等の範囲を明らかにしたものであります。

次に、第三條は、警備業者について一定の欠格事由を規定するものであります。禁錮以上の刑に処せられ、またはこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつてから三年を経過していない者、あるいはそれらの者を役員として法人については、警備業を営んではならないこととしてあります。

次に、第四條から第六條までは、警備業者の都道府県公安委員会に対する届け出義務について規定したものであります。警備業を営もうとする場合に於いてその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に對し、また、すでに届け出を出して警備業を営んでいる者が、他の都道府県において営業しようとする場合においては、その都道府県の公安委員会に對し、それぞれ必要な事項を届け出なければならないものとします。さらに、警備業者が警備業務を廃止したとき、またはその届け出事項に変更を生じたときは、必要な事項を届け出なければならないこととするものであります。

次に、第七條は、警備員の制限について規定したものであります。十八歳未満の者及び警備業者と同様の欠格事由に当たる者については、警備業務に従事してはならないものとし、また、警備業者はそれらの者を警備業務に従事させてはならないものとするものであります。

次に、第八條から第十二條までは、警備業務実施にあつたての警備業者及び警備員の義務について規定したものであります。

第八條は、警備業務の実施に伴つて発生するおそれのある違法または不当な事案を防止するため、警備業務実施の基本原則について規定したものであります。警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、特別な権限が与えられていないものでないことに留意するとともに、他人の権利及び自由を侵害し、または個人もしくは団体の正当な活動に干渉してはならないこととしてあります。

第九條は、警備員が警察官等の制服に類似した服装をすることによって一般市民から誤解や非難を受けることのないようするため、警備員等の服装は、一定の公務員の制服と、色、型式または標章のいずれかにより、明確に識別することができるものでなければならないこととしてあります。

第十條は、警備業務の性格にかんがみ、警備員等は、法令によって禁止されているものを除き必要な護身用具を携帯することができることを明らかにするとともに、公共の安全を維持する観点から

ら、公安委員会は、護身用具の携帯について、必要な禁止または制限をすることができることとしております。

第十一条は、警備業者は、警備員に対し、この法律で定められた義務を履行させるために必要な教育を行わなければならないこととし、また警備員に対し所要の指導監督を行わなければならないこととしております。

第十二条は、警備業者は、営業所ごとに警備員の名簿その他必要な書類を備えつけ、必要な事項を記載しなければならないとするものであります。

次に、第十三条から第十五条までは、公安委員会による監督について必要な事項を規定したものであります。

第十三条は、公安委員会は、この法律の施行に必要な限度内で警備業者に対し、必要な報告及び資料の提出を求め、または警察官に、その営業所に立ち入り、関係物件を検査させる等の措置をとることができることとしております。

第十四条は、警備業者またはその警備員が、この法律の規定等に違反した場合または警備業務に關し他の法令に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会は、警備員を警備業務に従事させない等の措置をとるよう指示することができることとしております。

第十五条は、警備業者またはその警備員が、この法律の規定等に違反した場合で、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、または第十四条の規定に基づく公安委員会の指示に違反した場合は、公安委員会は、六月以内の営業停止を命ずることができることとし、また、警備業者の欠格事由に該当する者が警備業を営んでいるときは、公安委員会は、営業の廃止を命ずることができることとしております。

次に、第十六条は、営業の停止を命ずる場合に聴聞を行なうべきこと及びその手続について規定してあります。

次に、第十七条は、方面公安委員会への権限の委任について規定してあります。

次に、第十八条から第二十一条までは、最高額三十万円以下の罰金刑その他所要の罰則について規定してあります。

最後に、附則におきましては、施行期日及び必要な経過措置について規定してあります。

以上が警備業法案のおもな内容であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する審査は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時八分散会

六月六日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は四月二十七日）

一、警備業法案

警備業法案

（小字及び一は衆議院修正の部分）

（護身用具）

第十条 警備業者及び警備員は、警備業務を行なうにあつては、法令の規定により禁止されているものを除き、必要な護身用具を携帯することとができる。

12 警備業者及び警備員が警備業務を行なうにあつて携帯する護身用具については、

必要があるとき、公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があるとき、公安委員会は、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対し、護身用具の携帯を禁止し、又は制限することとができる。

（指示）

第十四条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十條第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、当該警備業者に対し、当該警

備員を警備業務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（営業の停止等）

第十五条 公安委員会は、警備業者又はその警備員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは第十條第二項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、若しくは警備業務に關し他の法令の規定に違反した場合において、警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は警備業者が前条の規定に基づく指示に違反したときは、当該警備業者に対し、六月以内の期間を定めて当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が警備業を営んでいるときは、その者に對し、営業の廃止を命ずることができる。